

駒ヶ根市地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月
駒ヶ根市

はじめに

かつて地域は、「血縁」、「地縁」、「職縁」など、いくつもの縁が重な
り合ったところでした。困っている人がいれば誰かが動き、何かしら
の解決法を考えるという光景を日常的に目にすることができました。

いまの地域はどうでしょう。干渉されることを好まない個人や、機
能をスリム化させた家族から成る「個」の集まりになっていないでし
ょうか。「個」と「孤立」は背中合わせです。困っている人が誰にも相
談できず、必要な支援を受けられないといった事態が生じてはいない
でしょうか。



少子高齢化の進行や単身世帯の増加、人口減少、そして地球規模のコロナ禍など、地域社会の
変化に伴って、くらしの中の困りごと、困りごとの現れ方も、解決の方法も複雑化、多様化し
ています。こうしたことから国は、住民が役割を持ち、お互いに支え、助け合う「地域共生社会」
の構築を提唱しています。

駒ヶ根市地域福祉計画は、大きな変化の渦中にある地域福祉の方向性を示すものとして策定し
ました。地域共生社会が求められているいま、時代に即した地域コミュニティを、知恵を出し合
い、力を合わせて築き上げていきたいとの思いを込めております。

本計画は令和4年度にスタートする「駒ヶ根市第5次総合計画」と連動して取り組んでまいり
ます。また、地域福祉と関係の深い「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」、「重
層的支援体制整備事業実施計画」を包含しています。

終わりに、この計画の策定にご尽力いただきました、駒ヶ根市地域福祉計画策定委員の皆様、
ヒアリングやアンケート調査にご協力いただいた団体・市民の皆様、そして計画に対し貴重なご
意見をいただいた皆様に心より感謝を申し上げます。

令和4年3月 駒ヶ根市長 伊藤 祐三

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 地域福祉計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 社会福祉協議会の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5 地域住民の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 国の施策から見える地域福祉の課題・・・・・・・・・・	6
2 統計で見る駒ヶ根市の現状・・・・・・・・・・	9
3 市民アンケート調査から見える現状・・・・・・・・・・	13
4 国の施策や市の統計、アンケート結果から見えること・・・・・・・・	20
5 小括・・・・・・・・・・	21

第3章 計画が目指すもの

1 基本理念・・・・・・・・・・	22
2 基本方針及び基本施策・・・・・・・・・・	23

第4章 施策の展開・・・・・・・・・・ 26

基本方針Ⅰ 予防的福祉の推進 ～誰もが誰かにつながっている地域～	27
基本方針Ⅱ 包括的支援体制の整備 ～必要なつながり先のある地域～	46
基本方針Ⅲ 参加・協働の促進 ～多様なつながりが芽生える地域～	55

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制・・・・・・・・・・	61
2 計画の進捗管理・・・・・・・・・・	61

資料

駒ヶ根市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査 調査票	63
駒ヶ根市地域福祉計画策定委員会設置要綱	67
駒ヶ根市地域福祉計画 策定委員名簿	68
駒ヶ根市福祉相談窓口 一覧	69
紹介事例の一覧と掲載ページ	70

駒ヶ根市地域福祉計画

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とは、地域に関わるすべての人が協力し合って地域の困りごとや課題解決に取り組み、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、だれもが暮らしやすい地域を自分たちの手でつくっていく営みです。

2 地域福祉計画とは

住民相互が協力し、地域での課題を把握し、関係機関との連携によって解決を図る「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。社会福祉法が根拠法です。

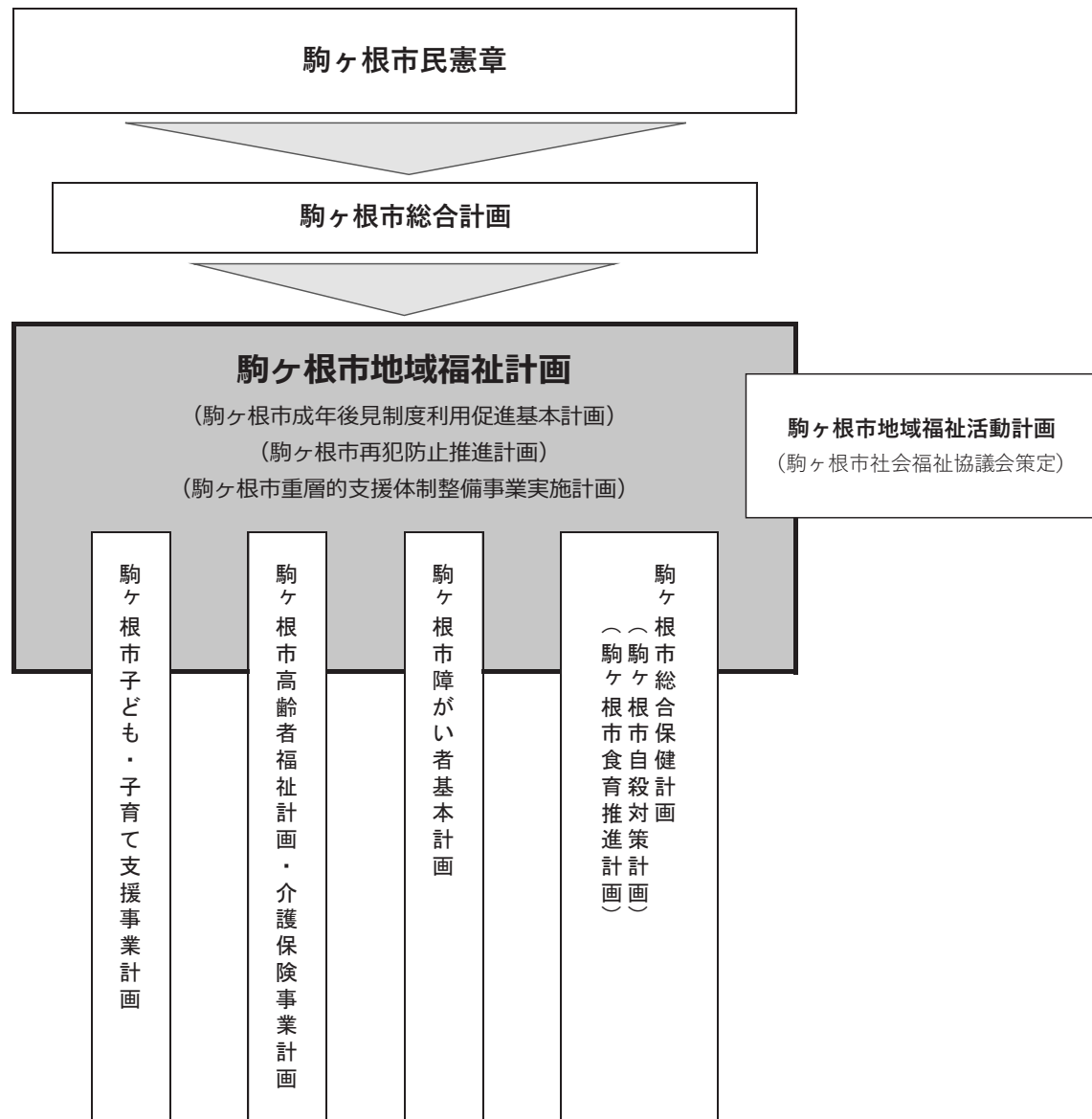
○ 社会福祉法（昭和 年法律第 号）抜粋
（市町村地域福祉計画）

第 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3 計画の位置づけ

駒ヶ根市地域福祉計画は、社会福祉法第 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。駒ヶ根市民憲章の理念に基づいて策定される駒ヶ根市総合計画を基本計画としています。地域福祉において、それぞれの分野で共通して取り組む事項を規定するとともに、「駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」、「駒ヶ根市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「駒ヶ根市障がい者基本計画」、「駒ヶ根市総合保健計画」など、保健福祉関係の個別計画と整合性及び連携を図っています。また、駒ヶ根市社会福祉協議会が策定する「駒ヶ根市地域福祉活動計画」は、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定めるものです。



駒ヶ根市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画です。認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方の権利や財産を保護し、支援していくことを目的として策定します。

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 年法律第 号）抜粋

（目的）

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（市町村の講ずる措置）

第 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

駒ヶ根市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画です。罪を犯した人の中には、生きづらさや社会復帰を妨げる課題を抱えている例が見受けられます。再び犯罪に手を染めることを防ぐため、地域社会で孤立することなく必要な支援が得られる環境を整えることを目的として策定します。

○ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 年法律第 号）抜粋

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

駒ヶ根市重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業実施計画です。駒ヶ根市の重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために策定します。

○ 社会福祉法（昭和 年法律第 号）抜粋

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第 条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第 条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第 条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第 条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 社会福祉協議会の位置づけ

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間組織で、社会福祉法に基づき設置されています。当市では駒ヶ根市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、住民が住み慣れたまちで安心、安全に暮らしていくことができるよう、様々な社会福祉活動を行っています。

このような趣旨を踏まえ、本計画では市社協を地域福祉推進のための重要な主体と位置づけ、「駒ヶ根市地域福祉活動計画」やこれまでの活動などに基づいた独自の役割を規定します。

○ 社会福祉法（昭和 年法律第 号）抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

5 地域住民の位置づけ

社会福祉法にあるように、地域福祉の推進には地域住民の参加が欠かせません。この趣旨を踏まえ、本計画では住民の役割を規定します。

- 社会福祉法（昭和 年法律第 号）抜粋
（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

6 計画の期間

令和4年度（ 年度）から令和8年度（ 年度）までの5か年とします。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 国の施策から見える地域福祉の課題

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

国は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を推進しています。これは地域福祉計画が目指す姿といえるものです。

日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うことを基本的なアプローチとしてきました。一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、従来の社会保障の仕組みでは対応が難しいと考えられるケースが増えています。



また、人口減少や高齢化などの影響で、共同体の機能が低下していると言われています。これまで地域では民生委員・児童委員や自治会役員などの皆さんが住民の見守りや相談役を担ってきました。しかし、その担い手確保に苦慮する場面も出てきています。

さらに、外国人の増加や性的指向・性自認の多様化など、社会の構成員やその価値観の多様性は増えています。地域はこのような多様性を受け止める力を高めることが求められています。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

わが国では、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化が進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年(2025年)を見据え、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの構築」に取り組んできました。

また、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズが高い85歳以上人口の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加することが見込まれています。さらには、介護する家族の負担増や介護離職者の増加、介護職員の人材不足など様々な課題が浮かび上がっています。



（３）生活困窮者自立支援

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月に施行されました。この法で定める「生活困窮者」とは、就労や心身の状況、地域社会との関係性などにより現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者で、関係機関と連携しながら相談者の自立に向けた支援を実施します。

相談窓口は全国各市（町村にお住まいの方は県）に設置されています。また、家賃の一部を支給する住居確保給付金、就労に向けた支援をする就労準備支援事業、家計の見直しを手助けする家計改善支援事業など、自立の支援に向けた制度があります。

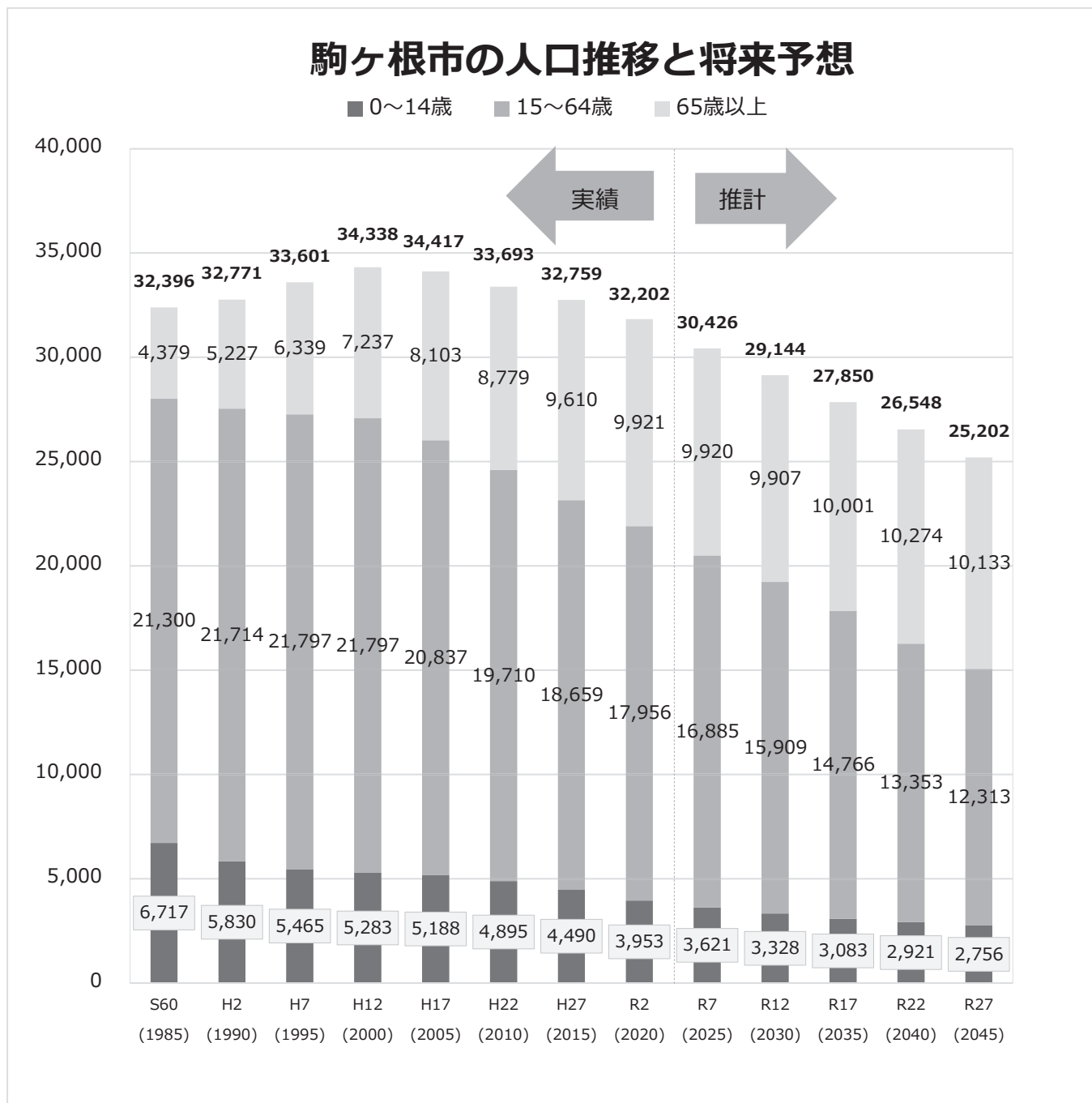
○ 生活困窮者自立支援法（平成 年法律第 号）抜粋 （目的） 第 1 条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。 （基本理念） 第 2 条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。
--

（４）孤独・孤立対策

社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、国は令和 3 年、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置し、対策に着手しました。

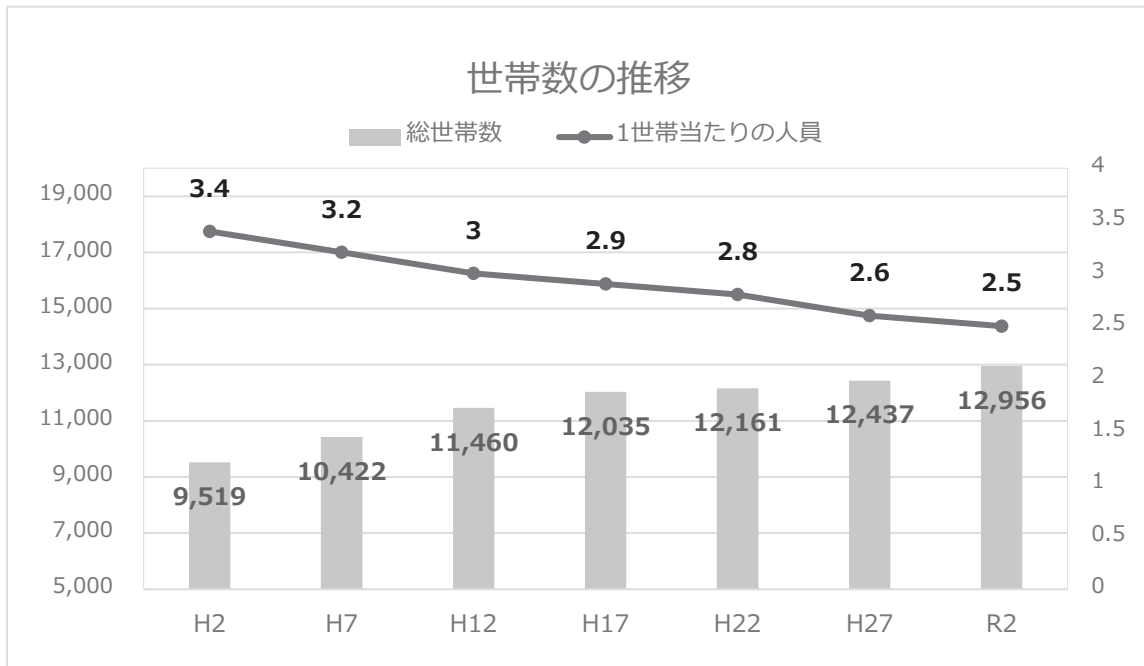
2 統計で見る駒ヶ根市の現状

(1) 駒ヶ根市の人口推移と将来予想



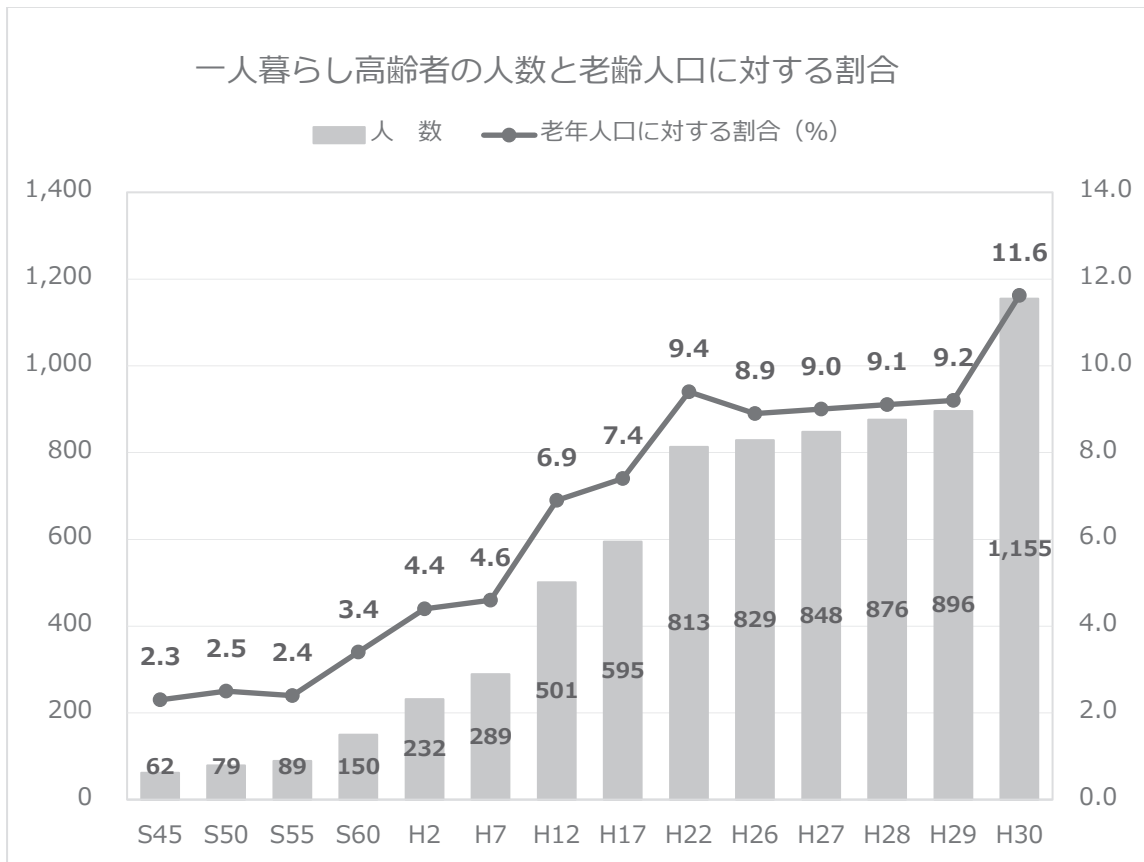
資料：企画振興課（2020年以前は国勢調査による）

(2) 世帯数の推移



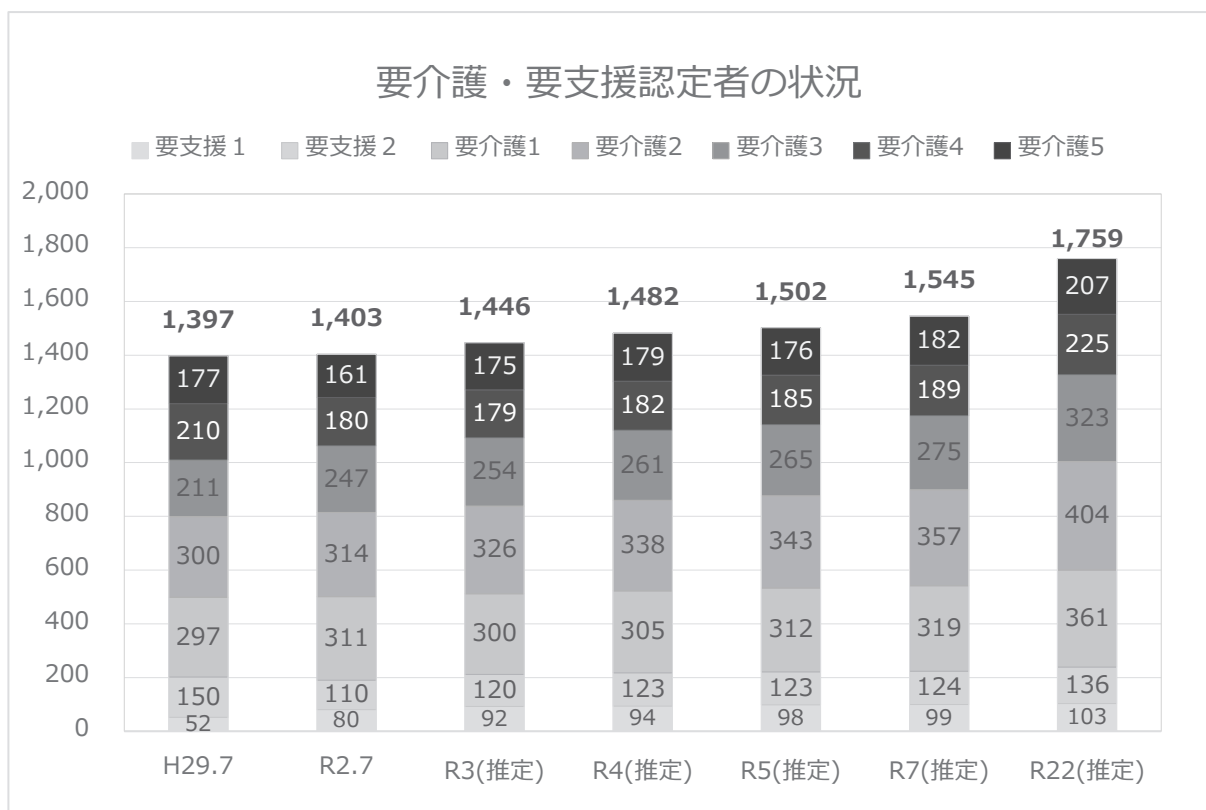
資料：国勢調査

(3) 一人暮らし高齢者の推移



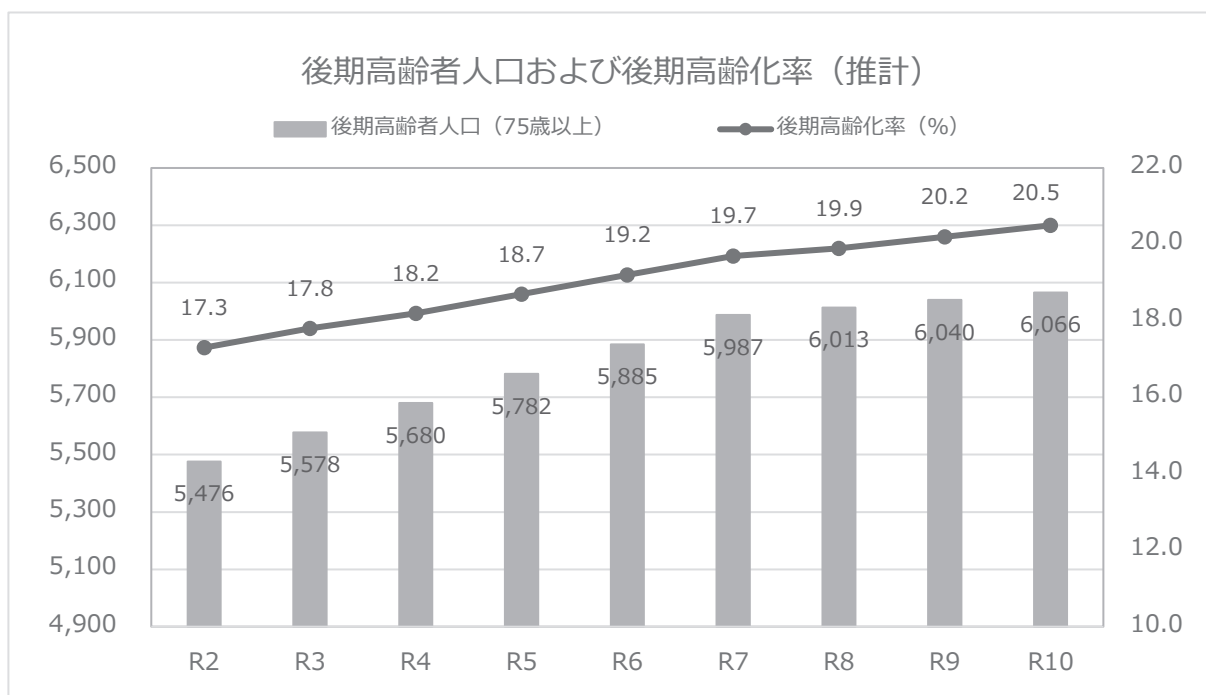
資料：地域保健課・福祉課

(4) 要介護・要支援認定者の状況



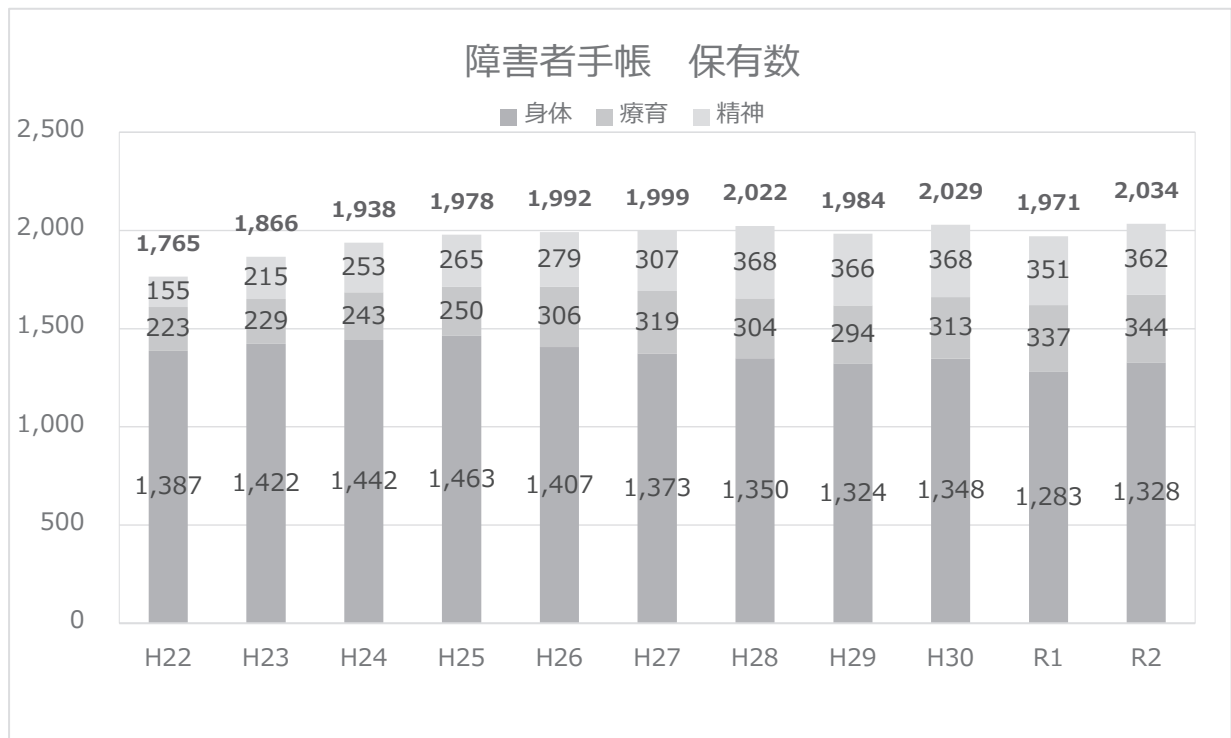
資料：福祉課

(5) 後期高齢者人口及び後期高齢化率の推計



資料：福祉課

(6) 障がい者の状況



資料：福祉課

(7) 外国人住民の推移



資料：駒ヶ根市 HP より

3 市民アンケート調査から見える現状

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する意識を調査し、基礎資料とするために市民アンケートを実施しました。

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法第4条第3項にあるように「福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立」、「あらゆる分野の活動に参加する機会の確保」の把握が必要となってきます。そこで、本アンケートでは、主に地域において①社会的孤立、②社会的参加の前段階としての参加意欲一の現状把握を目指す内容としました。

(2) 調査概要

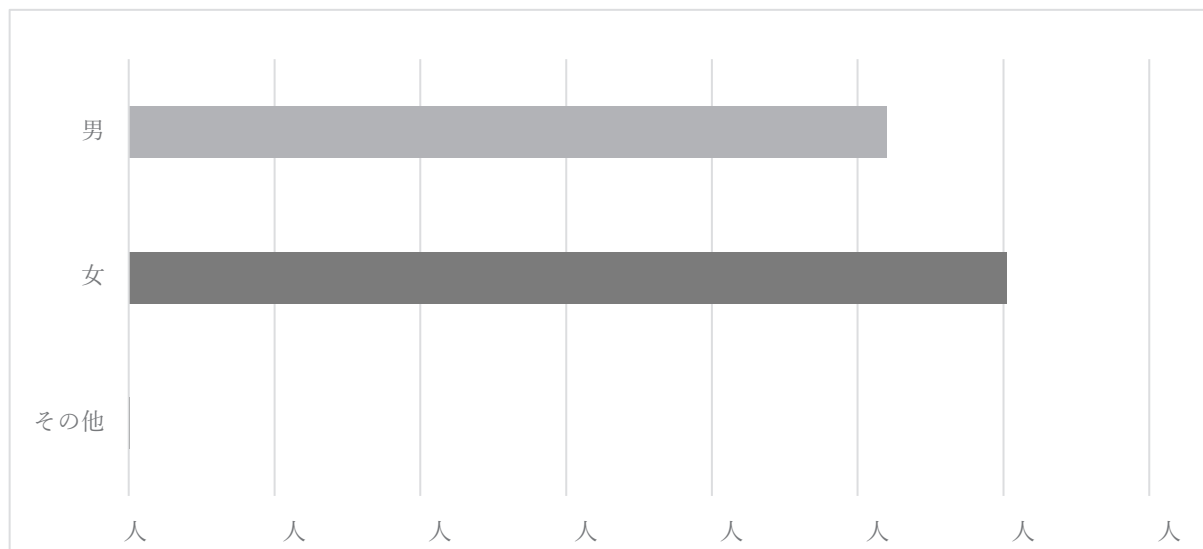
調査対象者	無作為抽出による、18歳以上の駒ヶ根市民 2,000 人
調査期間	令和3年5月25日から6月20日
調査方法	郵送による配布・回収

(3) 回収率

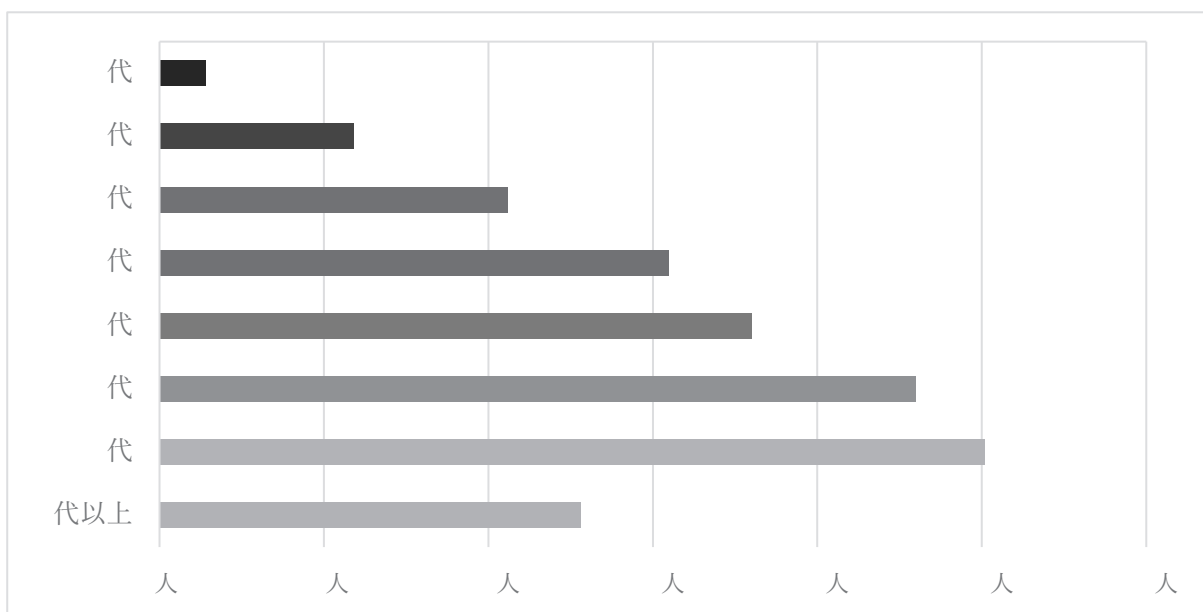
配布数	2,000 人
回収数	1,123 人
回収率	56.1%

(4) 調査結果

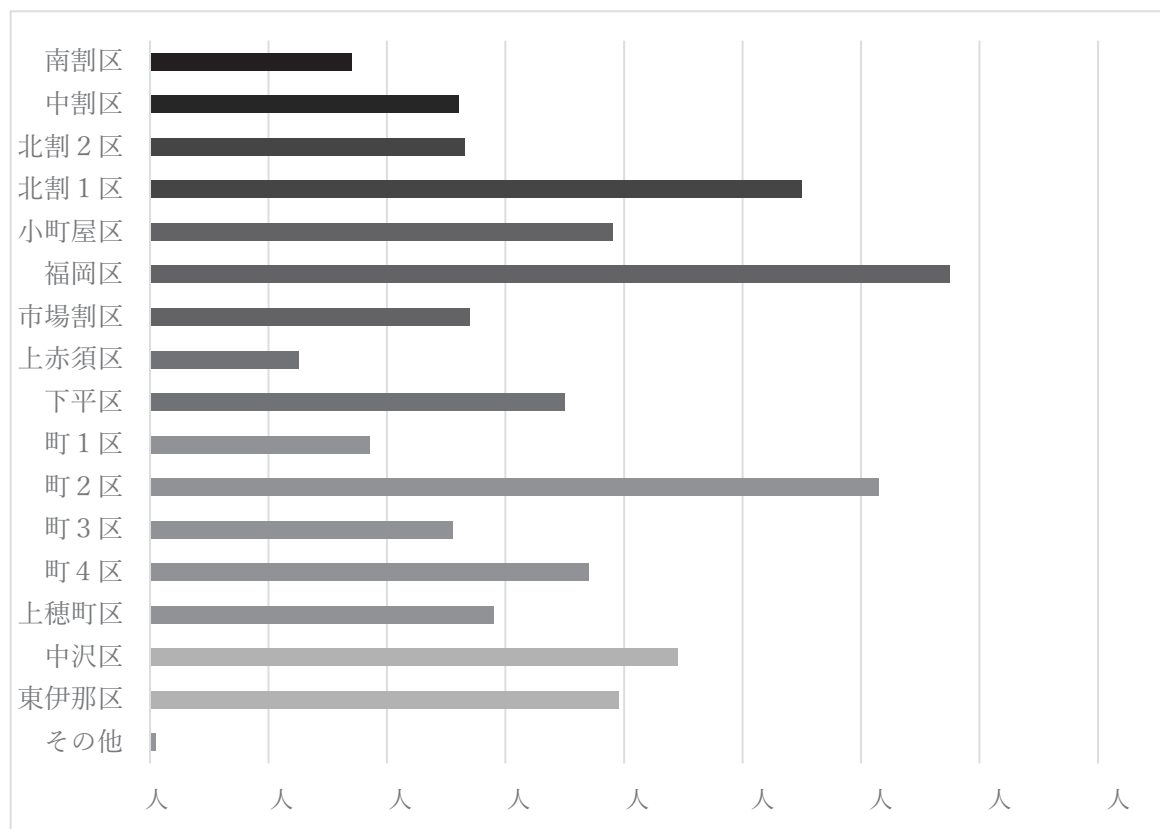
問1 あなたの性別を教えてください。



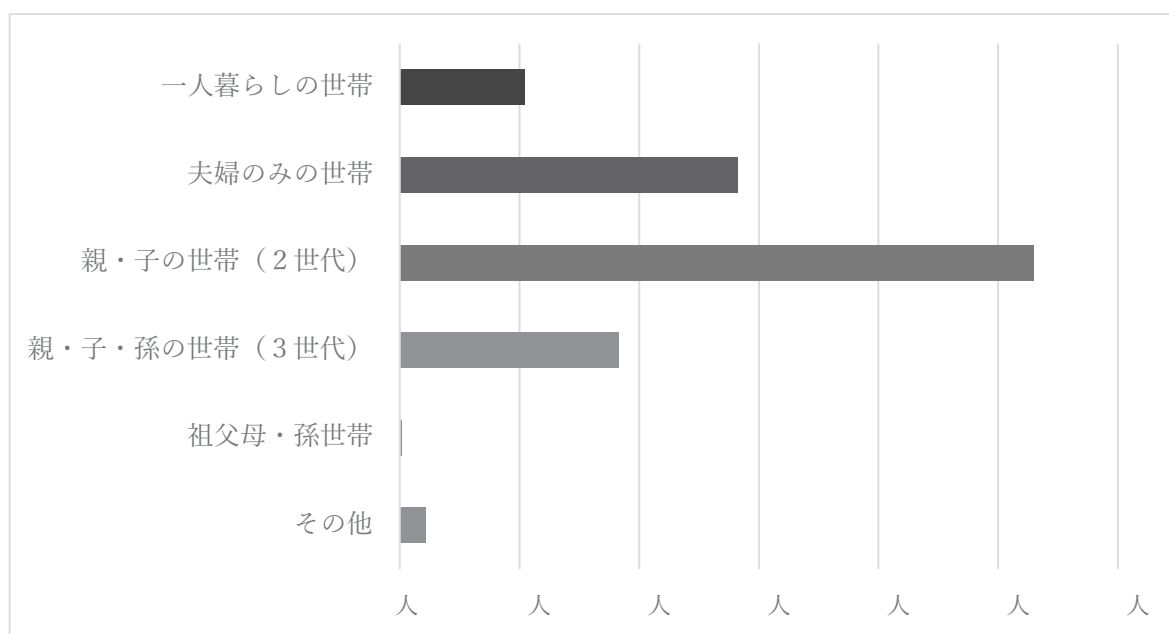
問2 あなたの年齢を教えてください。(令和3年5月1日現在)



問3 あなたのお住まいの行政区はどちらですか。



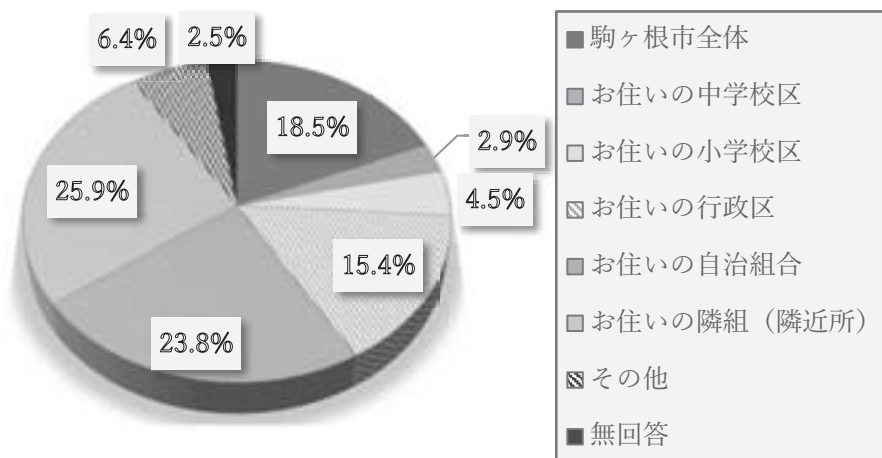
問4 あなたの世帯の家族構成を教えてください。



地域のつながりについて

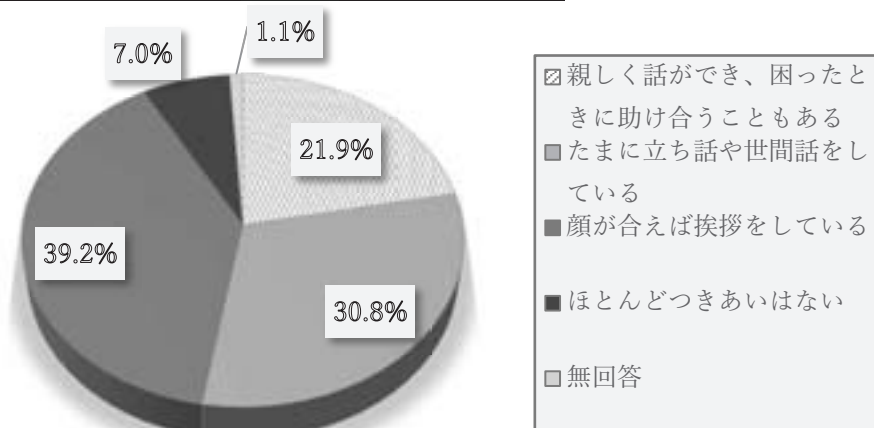
問5 あなたがつながりを感じる「地域」はどの範囲ですか。

25.9%の方が「隣組（隣近所）」、23.8%の方が「自治組合」、18.5%の方が「駒ヶ根市全体」、15.4%の方が「行政区」と考えています。



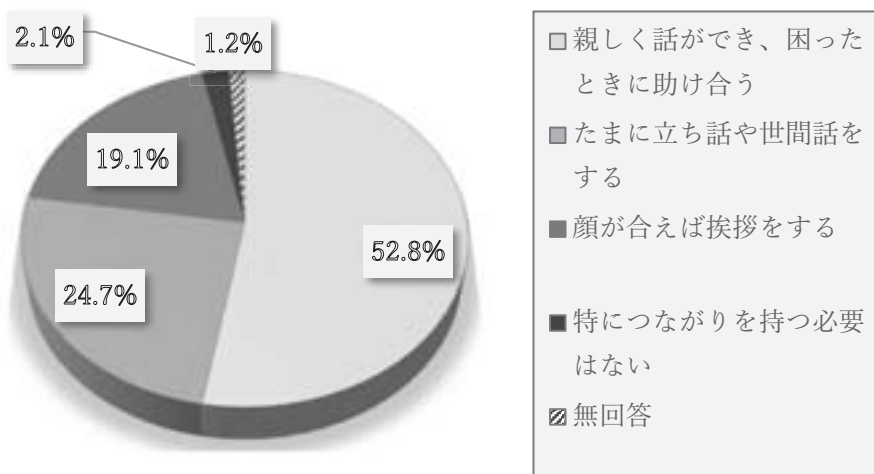
問6 あなたは、ご近所（自治組合程度）の方と、どのようなつきあいをしていますか。

39.2%の方が「顔が合えば挨拶をしている」、30.8%の方が「たまに立ち話や世間話をしている」となっています。



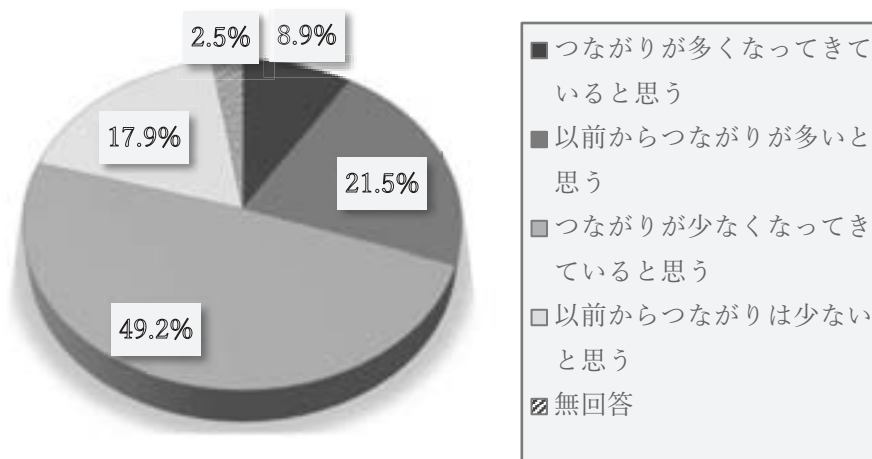
問7 あなたは、ご近所（自治組合程度）のつながりについて、どのような関係が理想だと思いますか。

52.8%の方が「親しく話ができ、困っているときに助け合う関係が理想」と感じています。



問8 あなたは、ご近所(自治組合程度)のつながりは、どのようになっていると思いますか。

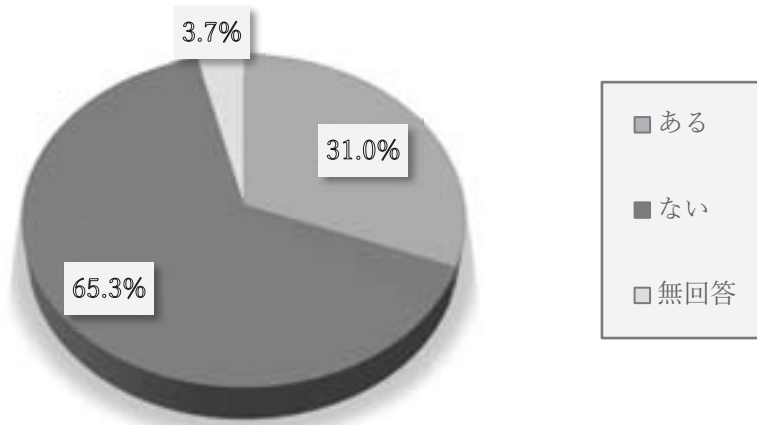
67.1%の方がご近所のつながりが「少ない」あるいは「少なくなっている」と感じており、「多い」あるいは「多くなっている」の30.4%を上回っています。



地域の課題について

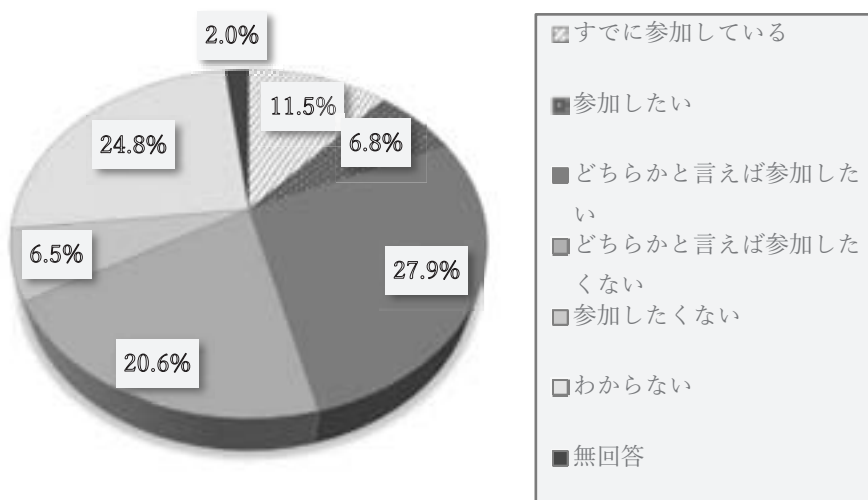
問9 あなたのご近所(自治組合程度)で、問題になっていることがあると思いますか。

ご近所で問題になっていることが「ある」とした方は31%、「ない」と考えている方は65.3%です。



問11 あなたは、ご近所の課題解決や福祉推進をする活動への参加について、どのように思いますか。

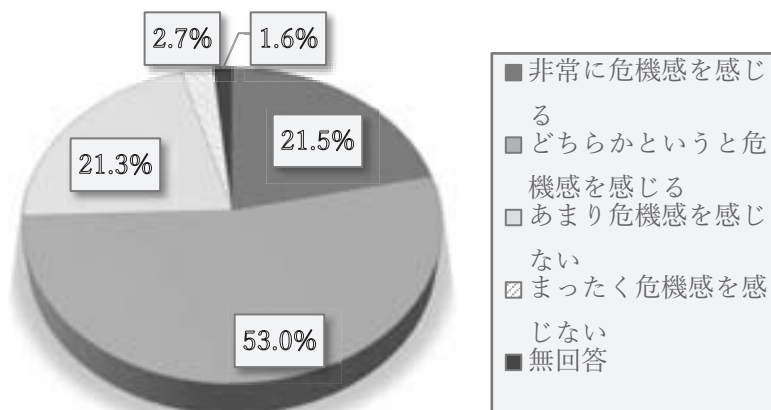
34.7%の方が「参加したい」・「どちらかといえば参加したい」と考えています。一方、27.1%の方は「参加したくない」・「どちらかといえば参加したくない」と考えています。なお、11.5%の方は「すでに参加している」となっています。



社会的孤立の問題について

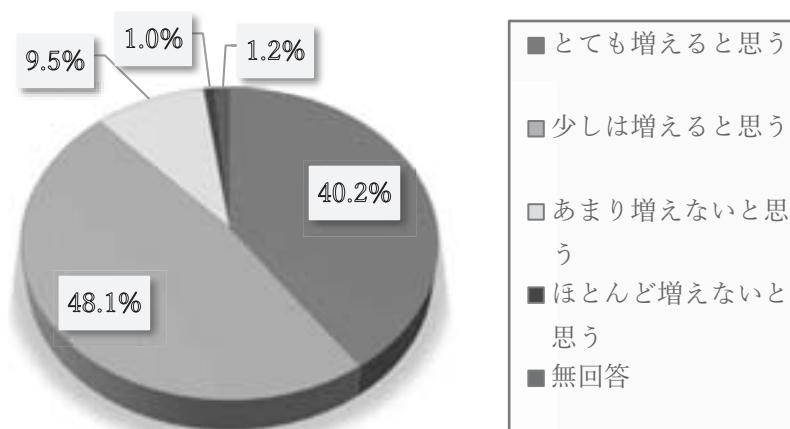
問12 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域とのつながりが薄れ、孤立する世帯や個人が増えていると言われています(いわゆる「社会的孤立」)。この「社会的孤立」の増加について、あなたはどのように思いますか。

「社会的孤立」に関して、74.5%の方が少なからず危機感を感じています。



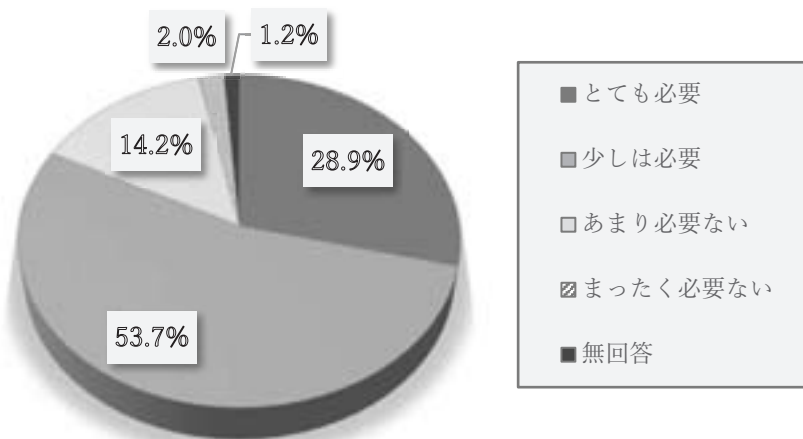
問13 10年後、地域で孤立する方が増えると思いますか。

88.3%の方が、10年後、地域で孤立する方が「とても増える」あるいは「少しは増える」と考えています。



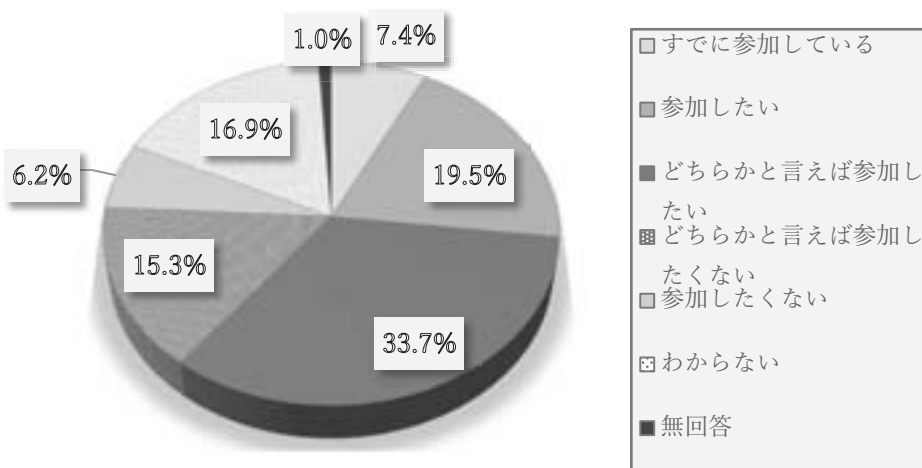
問14 あなたは、「社会的孤立」を防ぐために、住民同士で話し合う場や集いの場を充実するなど、地域での取り組みが必要だと思いますか。

82.6%の方が、「社会的孤立」に対する取り組みが、地域で「とても必要」あるいは「少しは必要」と感じています。



問15 あなたは、「社会的孤立」を防ぐための取り組みに参加したいと思いますか。

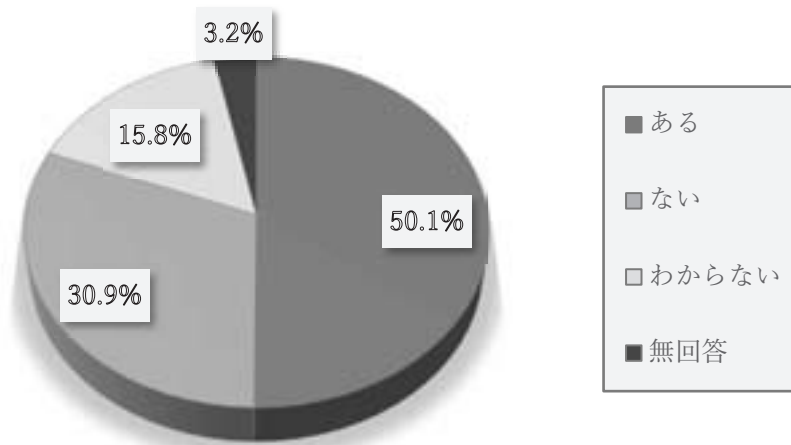
53.2%の方が「参加したい」「どちらかと言えば参加したい」と考えている。一方、21.5%の方は「参加したくない」「どちらかと言えば参加したくない」と考えている。なお、7.4%の方は「すでに参加している」



困りごとの相談について

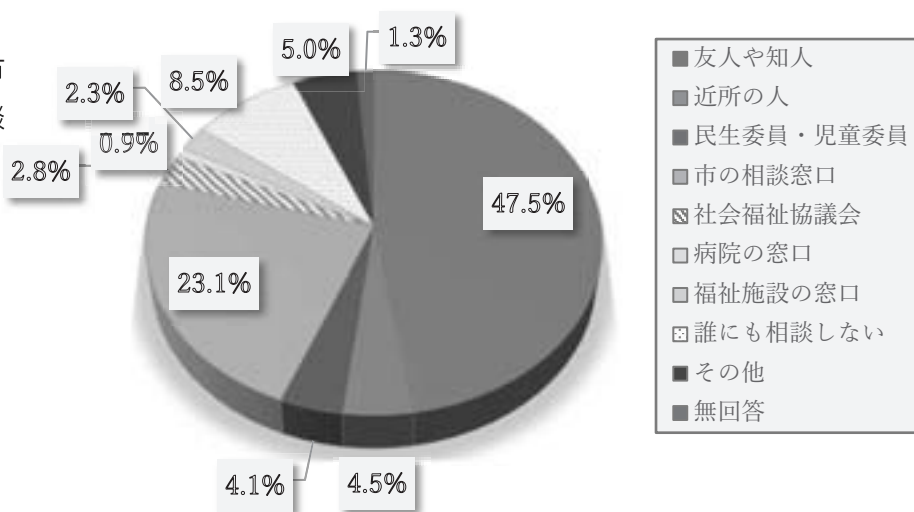
問16 あなたは現在、または将来について困っていることや不安に感じていることがありますか。

一方で、将来について不安に感じていることが「ある」と感じている方は 50.1%で「ない」とした方の 30.9%を上回っています。



問17 あなたは、生活上で困ったことがあったとき、家族や親せき以外にだれ(どこ)に相談しますか。

「友人や知人」が 47.5%、「市の窓口」が 23.1%、「誰にも相談しない」が 8.5%になっています。



4 国の施策や市の統計、アンケート結果から見えること

- ◆ 国は「地域共生社会の構築」を推進しています。個人の尊厳が尊重され、多様な背景や生活様式を持つ住民が地域でともに暮らしていくための取り組みです。地域共生社会は、専門職だけで実現できるものではありません。住民やボランティア団体、商店や学校、ご近所など、地域で生活するすべての人が関わり、人と人がつながることで地域共生社会がつくられていくとされています。
- ◆ また国は、高齢分野において「地域包括ケアシステムの構築」を進めています。ただ今後、更なる高齢化の進展が予想される中、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるなど、様々な課題が浮上しています。
- ◆ 駒ヶ根市でも人口減少が進む一方、世帯数にそこまでの変化は見られません。これは、世帯当たりの人員の減少、さらには一人暮らし世帯が増加していることを示しています。
- ◆ 市民アンケートでは、74.5%の方が「社会的孤立」に関して少なからず危機感を感じています。また、88.3%の方は10年後、地域で孤立する人が「とても増える」あるいは「少しは増える」と考えています。
- ◆ ご近所のつながりについて、52.8%の方が「親しく話ができ、困っているときに助け合う関係が理想」と考えています。その一方、67.1%がご近所のつながりが「少ない」あるいは「少なくなってきた」と感じています。
- ◆ 社会的孤立については国も対策に着手したところです。市民アンケートでも82.6%の方が、社会的孤立についての取組が地域で「とても必要」あるいは「少しは必要」と考えています。
- ◆ また、52.2%の方が社会的孤立を防ぐための取組に「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と考えています。一方で、「すでに参加している」方は7.4%に留まっています。

5 小括

本計画では、地域福祉の課題として「社会的孤立」を取り上げています。社会的孤立は一般的に、「家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態」と定義されています。当市では今後、医療や介護の必要性が高まる後期高齢者が増える一方、支え手として期待される 64 歳以下の人口は減少の一途をたどると予想されています。一人暮らし高齢者の数も増え、孤立化が拡大するリスクは地域全体で高まっているといえます。

社会的孤立が様々な問題をもたらすことは、徐々に知られるようになってきました。該当するものとして、孤独死、ひきこもり、虐待、経済的な困窮などが挙げられます。これらの問題の原因のすべてが社会的孤立にある、というわけではありませんが、孤立状態が問題の発生や深刻化を促進している可能性は大きいといえます。

社会的孤立の状態にある人の中には身寄りがないために、医療や介護などのサービスがスムーズに受けられないなど、権利の擁護に問題が生じるケースも出てきています。また、災害時の支援が難しくなることも指摘されています。国が「地域共生社会」という考え方を提唱した背景には、このような現状に対する危機感があるといえます。

市民アンケートの結果からは、7 割以上の方が社会的孤立に危機感を持っていることがわかります。また、8 割を超える方がこの問題に対する取り組みが必要と考えるなど、関心の高さがうかがえます。従来の福祉の分野を超えた取り組みが必要となってきました。

地域共生社会の実現に向けては、誰もが役割を持ち、お互いに支え合う地域の創出が必要です。市民アンケートからは、地域福祉活動への参加意識が必ずしも行動につながっていない現状が浮き彫りになりました。地域福祉の推進のためには、住民の「参加したい」という意識を、実際の活動につなげていくことも大きな課題です。

第3章 計画が目指すもの

1 基本理念

誰もがつながり、互いに支え合い、
自分らしく暮らし続けられる共生の地域社会

毎日のくらしの基盤となるのが地域です。ここでは年齢や障がい、性別や国籍にとらわれず、みんなが安心して暮らせるよう、住民や企業、行政などあらゆる主体が互いに協力し、地域における生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。そのために必要なつながりを紡ぎ、互いが支え合い、すべての人が自分らしく暮らせることを目指し、地域福祉を推進します。



2 基本方針及び基本施策

基本方針Ⅰ

予防的福祉の推進 ～誰もが誰かにつながっている地域～

今後の福祉を考える上での重要な視点として「予防」が挙げられます。抱えている問題が深刻化し、解決困難な状態となる前に早期に発見し、支援につなげることが大切です。そのためには、支援を必要とする人を見逃さないための目、すなわち人と人との「つながり」が必要となります。

今、つながりの希薄化が指摘されています。市民アンケートによると、67.1%の人がご近所のつながりが「少ない」あるいは「少なくなっている」と感じています。つながりの喪失は社会的孤立がもたらす問題の拡大を招き、結果として支援が行き届かないところで苦しむ人が増えることが懸念されます。

本人の意思を尊重しながら、住民や自治組合、民生児童委員、保健指導員などによる日常の地域活動、企業や商工関係者による情報提供、福祉専門職による支援などにより、誰もが緩やかにつながっている地域を目指します。

<基本施策>

- | |
|---|
| 【1】若者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国籍住民など様々な住民が身近な地域でふれあえる場づくり |
| 【2】様々な主体による地域の見守り活動の推進 |
| 【3】成年後見制度の利用促進【駒ヶ根市成年後見制度利用促進基本計画】 |
| 【4】再犯の防止に向けた取り組み【駒ヶ根市再犯防止推進計画】 |

基本方針Ⅱ

包括的支援体制の整備 ～必要なつながり先のある地域～

【駒ヶ根市重層的支援体制整備事業実施計画】

社会的孤立や制度の狭間に陥り、必要なサービスにつながらない課題を地域全体で支え合うことを目指します。

日本の社会保障は高齢、障がい、児童、生活困窮などの分野別に発展してきました。しかし、地域住民の生活課題は必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、福祉、保健、医療などの生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス、民間サービス、地域住民のサポートなど複数のサービスを適切に組み合わせることで満たされることが少なくありません。分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、専門職による多職種連携や、地域住民等との地域連携が必要となります。

高齢の分野では「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。ここでは、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、住民が主体となって重層的な支援体制を考える試みがなされています。この取り組みを普遍化し、分野の垣根を超え、さまざまな課題に対応できる包括的な支援体制づくりを進めていきます。

<基本施策>

【1】複雑化・多様化した悩みも受け止める相談体制の整備

【2】複雑化した課題を多様な機関が連携して支援する体制づくり

【3】地域生活課題を地域で解決するための取り組みの推進

基本方針Ⅲ

参加・協働の促進 ～多様なつながりが芽生える地域～

地域住民の地域福祉に関する意識を醸成し、活動への参加促進を目指します。複雑化・多様化した地域生活課題の解決には、専門機関だけでなく、様々な主体の参加が求められます。また、地域に根差したサービスの提供にも、住民の参加は必要不可欠です。

市民アンケートでは、ご近所の課題解決や福祉推進をする活動への参加について、34.7%の人が「参加したい」「どちらかと言えば参加したい」と回答しています。特に、社会的孤立を防ぐ取り組みについては 53.2%の人が「参加したい」「どちらかと言えば参加したい」と考えています。このような思いの受け皿となるボランティアや NPO などの活動へのアクセス向上が重要です。

地域福祉に関する活動は、必ずしも特別な活動だけを指すものではありません。ほんの少し、周りの人を思いやり、気遣う意識こそが出発点といえます。この意識の芽生えから具体的な行動がはじまり、やがて参加・協働へと結びつき、新しいつながりへ発展する—といった循環を地域全体で育んでいきます。

<基本施策>

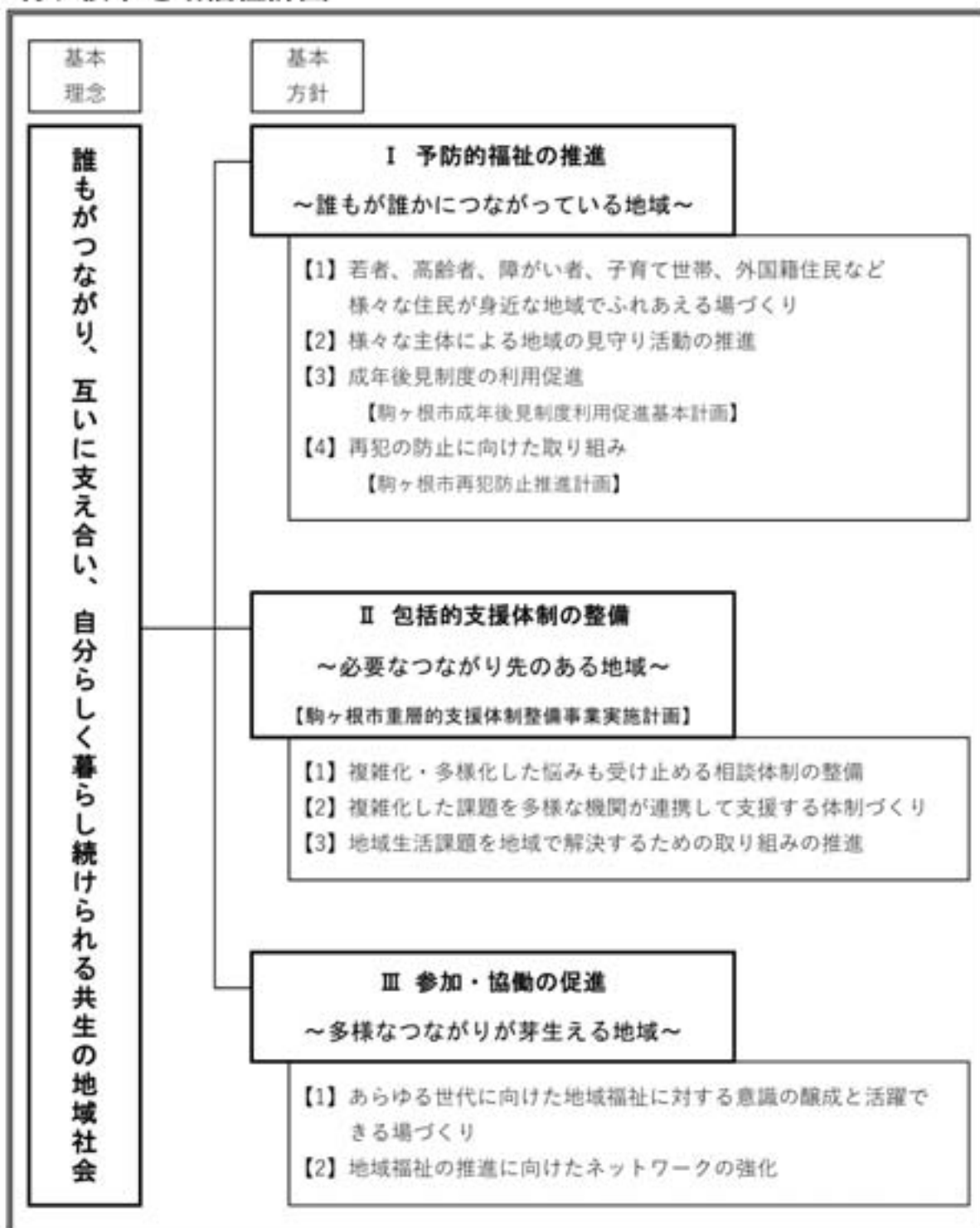
【1】あらゆる世代に向けた地域福祉に対する意識の醸成と活躍できる場づくり

【2】地域福祉の推進に向けたネットワークの強化

第 二 章 施策の展開

基本理念に基づいた3つの基本方針と、その実現に向けた基本施策の内容を取り上げます。

駒ヶ根市地域福祉計画



基本施策

Ⅰ 【1】

若者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国籍住民など
様々な住民が身近な地域でふれあえる場づくり

現状と課題

- 地域には高齢者の介護予防を目的とした通いの場、子育てサークル、障がい者支援、外国籍住民支援など、さまざまな場が立ち上がっています。
- 市民の価値観は多種多様です。身近な地域で様々な目的・テーマを持った場が求められています。また、お互いの理解を深めるためには、世代や属性を超える場をつくることも重要です。
- コロナ禍で人と人との出会いが制限されました。一方で、情報化の流れはますます加速しています。このような状況も踏まえ、新たな場のカタチを検討する必要があります。

2 取組の方向性

- 今ある場の活性化を図ります。
- 新しい場や属性を超えた場づくりを目指します。
- 時代に対応した場のカタチを検討します。

3 事例

■ 通いの場

市は平成 29 年度から介護予防を目的に「通いの場」の設置を進めてきました。月 1 回以上開催される通いの場は 141 ケ所（令和 2 年度末）、高齢者の 15%が参加しており、介護予防のほか、生きがいづくり、見守り・相談・ケアなど多機能を持つ「地域の支え合い拠点」として発展してきています。

住民が自主的に運営する通いの場は、互助の基盤でもあります。介護予防のみならず、地域の中のつながりづくりにも重点を置いています。



■ 赤穂公民館 おやこ学級

赤穂公民館主催の「おやこ学級」では、3 歳までの子どもとその保護者が、レクリエーションや季節の行事などを楽しんでいます。参加者は班に分かれ、班が主体となって担当する月の行事の企画、運営をします。

作業やイベントを体験するたびに、班のメンバーの絆が深まり、1 年間の学級活動が終わるころには、同じ年の子どもを持つお母さん同士のネットワークが生まれています。公民館活動は、地域に新しいつながりを生み出す役割を果たしています。



■ 日本語教室

市内には、外国籍の住民の方が地域の住民とふれあいながら日本語を学ぶ場があります。その一つが市民グループ「地球人ネットワーク in こまがね」が実施する日本語教室です。毎週 3 回、ふれあいセンターで教室を開いており、アジアや南米など、様々な国から来た方々が日本語を学んでいます。

このような教室は、日本語を学ぶ場としてだけでなく、外国籍の方の生活相談の場、日本人との相互理解や交流の場としても大きな役割を果たしています。

基本施策

Ⅰ 【2】

様々な主体による地域の見守り活動の推進

1 現状と課題

- 友人やご近所同士のつきあい、趣味のサークル活動などを通じ、地域の中でつながりを持っている人がたくさんいます。
- 地域には自治組合、民生児童委員、青少年育成会、地区社協、自主防災会など、大切な役割を持った多くの団体があります。これらの団体の日々の活動を通じ、厚みのある見守り体制が自然と構築されています。
- 自治会未加入者の増加、感染症の影響などで、地域のつながりの希薄化が指摘されています。

2 取組の方向性

- 自治組合、民生児童委員などの見守り活動を支援します。
- 地域のつながりづくりを支援します。
- 日々の生活や活動の中で生まれたつながりを防災活動や災害などの緊急時に活用します。

3 事例

■ 民生児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された特別職・非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。駒ヶ根市では各区選出の 69 名の方が、民生児童委員として地域の一人暮らしの方の見守りや、困りごと相談などの活動に従事しています。

■ ふれあいいいききサロン

市内の約 90 カ所で、住民主体の「ふれあいいいききサロン」が立ち上がっています。その一つ、上穂区第 4 町内では毎週第 2 水曜日、16 名が参加して、100 歳体操やレクリエーション等を実施しています（＝写真）。

サロン開催日は参加の声かけをします。また、いつも来ているのに来ていない方には、連絡を取り様子を確認しています。サロンの活動は地域の見守りや支え合い活動の一端を担っています。4 名の担い手さんも参加者のお話や相談にのります。女性の参加者が多いですが、男性も増えてきており、場を盛り上げてくれています。



■ 地域福祉を支える会（小町屋区）

住民の見守り、支え合いなどの地域福祉を推進するため、小町屋区の役員やサロンの担い手の方などが「地域福祉を支える会」と銘打った会を定期的を開催しています。地区で「支援が必要となる可能性のある方」を支えるため、住民支え合いマップを活用して、地域生活を送る上で課題になることなどを話し合っています。

この会は 10 年以上続いており、最初は一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の暮らしぶりを確認することが主でしたが、最近はゴミ出し支援、災害時の手助け、除雪など、幅広い課題を話し合うようになってきています。

基本方針Ⅰ「予防的福祉の推進」の役割分担（Ⅰ【１】、Ⅰ【２】）

実施主体	取組内容
住民	➤ 身近にある様々な場に関心を持ち、参加するように努めます。 ➤ 地域の住民との緩やかなつながりづくりに努めます。 ➤ 人と人とのつながりを、地域の福祉の増進や災害時などにいかすよう努めます。
市	➤ 場を通じて健康管理、介護予防、多文化共生など、多様な課題の理解が進むよう取り組みます。 ➤ 様々な場の周知を図ります。 ➤ 見守り活動を行う団体の支援をします。 ➤ 緊急時の要配慮者の把握に努めます。
市社協	➤ 様々な場の拡充と活性化に取り組みます。 ➤ 一人暮らし高齢者などの孤立予防と生活支援に取り組みます。 ➤ 緊急時を意識した地域のつながりづくりに取り組みます。



基本施策

Ⅰ 【3】

成年後見制度の利用促進

【駒ヶ根市成年後見制度利用促進基本計画】

1 基本計画の目的

駒ヶ根市成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、駒ヶ根市の成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

2 基本計画の位置づけ

（1）基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「介護保険事業計画」「駒ヶ根市障がい者基本計画」と一体的に連動して取り組みます。

（2）計画策定のための取組及び計画の推進体制

令和2年2月に、駒ヶ根市成年後見制度利用促進協議会（以下「利用促進協議会」という。）を設置し、司法・福祉関係者により基本計画策定に関し審議を重ねました。

本計画推進のためPDCAの過程による進行管理と、計画の評価・検証を年1回行い、計画の進捗状況について利用促進協議会に報告をします。必要時、利用促進協議会に意見を求め、事業改善や計画の見直しなどに反映することで、計画のきめ細やかな実施・推進を図ります。

なお、利用促進協議会は弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、市社協を委員として構成しています。

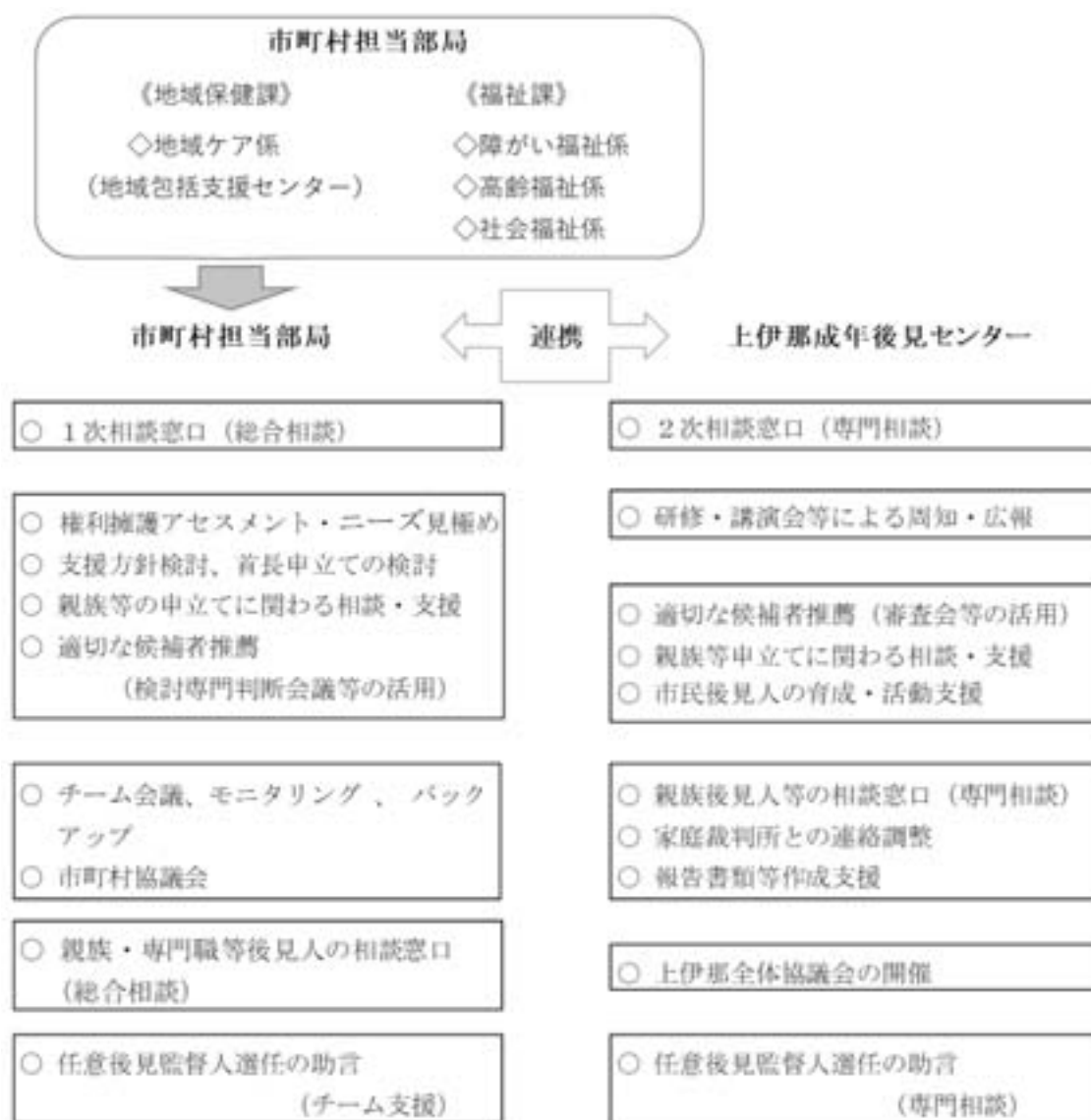
3 現状と課題

(1) 体制

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方の権利や財産を保護し、支援する制度です。平成 29 年度に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、駒ヶ根市では平成 30 年度に成年後見制度の利用促進に向けて地域連携ネットワークの構築を目指し、その中核を担う機関（中核機関）を設立しました。今後は、制度の広報啓発・相談支援の体制整備や利用促進のため、中核機関の機能を強化していく必要があります。

※ 上伊那 8 市町村は上伊那成年後見センターと各市町村担当部局が中核機関を担うことになっています。（表 1）

表 1 中核機関における上伊那成年後見センターとの役割分担のイメージ



（２）現在の制度利用状況

成年後見制度は、国際標準の目安では、総人口比の１％に利用が必要と言われています。駒ヶ根市の制度利用者数は、伊那家庭裁判所のデータによると総人口比の０.３％と少ない状況です。また、日常の相談業務から、制度に対する市民の認知度の低さや、高齢者や障がい者を支援する専門職の理解不足があり、必要な人が制度の利用につながっていない可能性があります。今後、市民への啓発、支援者の制度理解の浸透とともに、個別ケースへの専門的な介入が必要です。

表２ 長野家庭裁判所のデータ 駒ヶ根市の成年後見制度利用件数（平成 現在）

後見	保佐	補助	任意後見	合計
83 件	15 件	4 件	0 件	102 件

（３）第三者後見人のニーズ量

《ニーズ調査》

認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力に低下等が見られ成年後見制度利用の必要性のある人の人数を把握することを目的とし実施しました。（平成 31 年 4 月 1 日時点）

《調査対象者》

駒ヶ根市に住民票を有している以下の者を調査対象とし、それらの方々を支援しているサービス事業所に利用者一人ひとりについて回答を依頼しました。

◇障がい者手帳を交付されており、かつ福祉サービスを利用している 18 歳以上の障がい者

◇介護保険サービスを利用している者

◇医療ソーシャルワーカーが関わっている外来・入院患者

表３ 調査対象者数及び回答数

	調査対象者数	有効回答者数 (後見人有は除外)	有効回答率
高齢者			
障がい者			
合計			

《集計分類と結果》

調査集計において成年後見制度利用の必要性を判断する基準として「意思決定能力」と「困り事の有無」を取り上げ、その組み合わせにより駒ヶ根市の独自基準で必要性の有無と必要なレベル

ルを下表のように整理しました。（表４）

さらに、ニーズレベルⅡ以上については親族による支援の有無により分類しました。以上の集計結果を活用し、『成年後見制度利用ニーズレベルⅡ以上』、かつ、今又は将来制度利用が必要と判断される人の内、『親族後見人の受任が期待できない人』＝『第三者後見人（専門職後見人・法人後見・市民後見人等）を必要とする人』が 240 人いることが分かりました。（表 5）

表４ ニーズレベル分類表

意思決定能力	困りごとの有無	本人状況	成年後見制度の必要性	ニーズレベル
	無し	意思決定は常時でき、かつ生活上の困りごとはない	必要性なし	Ⅰ
	有り	意思決定は常時できるが、生活上の困りごとがある	今はないが将来的に必要	Ⅱ
	無し	意思決定は特別な場合を除いてはでき、かつ生活上の困りごとはない	必要性なし	Ⅰ
	有り	意思決定は特別な場合を除いてできるが、生活上の困りごとがある	今必要性有り、補助・保佐レベル	Ⅲ
	無し	意思決定は日常的に困難だが、生活上の困りごとはない	今はないが将来的に必要	Ⅱ
	有り	意思決定は日常的に困難で、生活上の困りごともある	今必要性有り、後見レベル	Ⅳ
	無し	意思決定は全くできないが、生活上の困りごとはない	今必要性有り、保佐レベル	Ⅲ
	有り	意思決定は全くできず、生活上の困りごとがある	今必要性有り、後見レベル	Ⅳ

※ 意思決定の基準として介護保険で要介護認定を受ける際に用いる認定調査「日常の意思決定（能力）」を引用

表５ 第三者後見人のニーズ量

ニーズレベルの説明	全合計					合計
今は無いが将来必要	ニーズレベルⅡ	高				
		障				
今必要性有り 補助・保佐	ニーズレベルⅢ	高				
		障				
今必要性有り 保佐・後見	ニーズレベルⅣ	高				
		障				
	計					

- a 親族のいない人
- b 親族はいるが支援が期待できない人
- c 親族がいて支援も期待できるが遠方に住んでいるため後見等支援を受けることが困難な人

一方、今回同時に実施した第三者後見人（専門職・法人後見・市民後見人等）の受け皿調査では、今後の受任可能な件数は上伊那全体で 50 件弱でした。（表 6）

表6 成年後見人等受任の受け皿

・ NPO法人ほほえみ	現在の受任件数	件	今後受任できる件数 全体で50件弱
・ 上伊那後見センター	現在の受任件数	件	
(※令和元年9月末現在、上伊那全体での数字)			
・ 弁護士等専門職	現在の受任件数	件	
(※令和元年4月末現在)			
・ 長野県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ長野	会員数14人中、6人が受任者 現在の受任件数	件	

以上の結果からニーズ量 240 人に対し、受け皿が 50 件弱と圧倒的に不足しています。利用促進では本人にとって適切な後見人等候補者を選任していくよう受任者調整の支援が重要ですが、調整するだけの受け皿がないことが分かりました。

4 成年後見制度利用促進に当たっての目標と施策の方向性

【目標】

必要な人が制度を利用できるよう、

早期発見・適切な支援につなげる地域連携の仕組みをつくる

【施策の方向性】

- ① 中核機関の機能強化を目指します。
 - 司令塔機能（地域連携ネットワークの構築に向けたコーディネート）
 - 事務局機能（協議会の運営）
 - 進行管理機能
- ② 円滑な制度利用に向けて次の点について整備を進めます。
 - 制度の広報・啓発
 - 相談・支援機能の充実
 - 制度の利用促進

5 主な取組

☆中核機関の機能強化を目指します

事業・取組	具体策
支援機能の整備	
1) 司令塔機能 (地域連携ネットワーク構築に向けたコーディネート)	・地域連携ネットワークの発展に向け、地域課題の発見、解決策について継続的な協議の実施 ・上記について、1回/年評価を行い、協議会への進捗状況の報告を実施 ・上伊那全体協議会を通じ、家庭裁判所との連携を図る。 ・上伊那成年後見センターとの役割分担（P33 参照）を基にした機能の実施
2) 事務局機能 (協議会の運営)	・司法と福祉の連携強化を図るため、成年後見制度利用促進協議会を年4～5回開催 ・必要に応じて、新たな委員の選定や協議会への出席を依頼
3) 進行管理機能 (3つの検討・専門的判断)	・支援方針の検討（権利擁護支援のアセスメント、後見ニーズの見極め等）の実施 ・適切な候補者推薦、チームの見立て等の検討の実施 ・モニタリング、バックアップの検討、実施 ・中核機関職員のスキルアップを図るため必要な研修への参加

☆円滑な制度利用に向けて

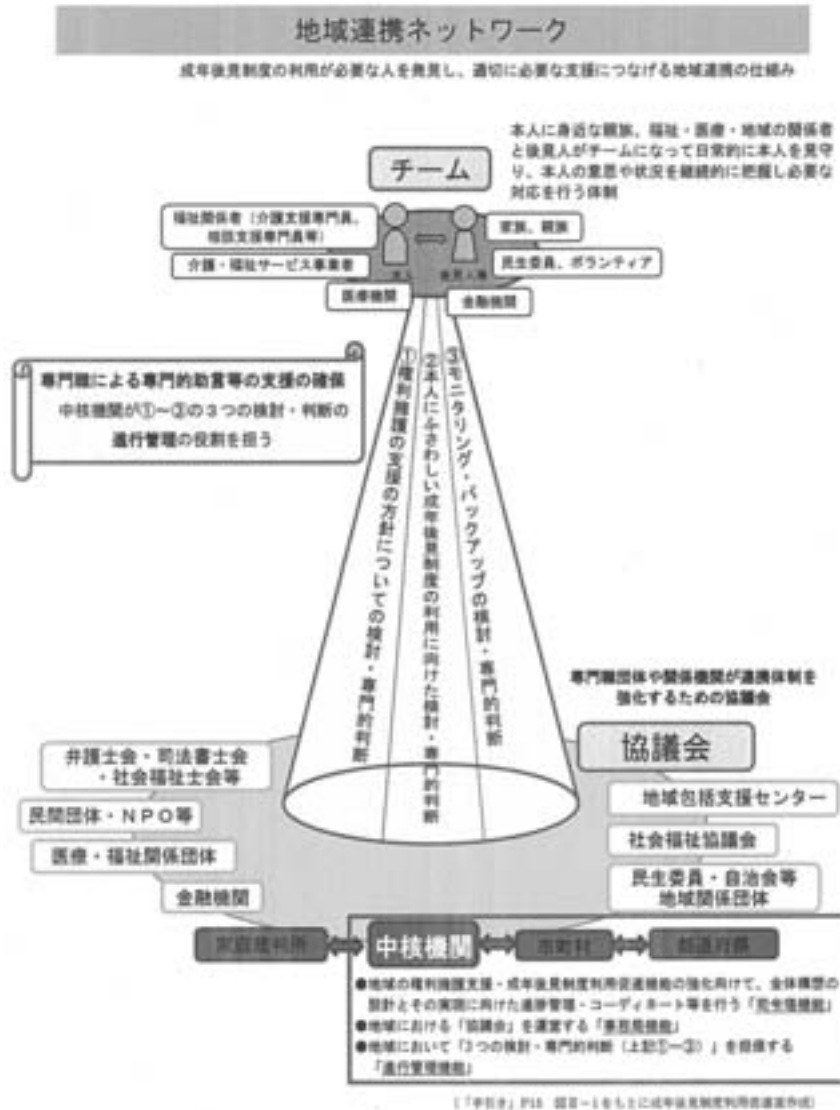
事業・取組	具体策	連携機関
ア 広報・啓発		
1) 制度や相談窓口の周知	・市報やホームページ等を活用し、地域住民を対象とした啓発の実施 ・上記の啓発に加え下記の方へは出前講座等、特に積極的に広報を行う。 ▽65歳以上の高齢者 ▽親族が県外等に居住の方を含む単身世帯 ▽障がい者の子どもを持つ親 ▽認知症の方を介護している家族 ・早期の段階で利用できる制度（任意後見制度、補助・保佐類型）の研修や広報の実施 ・右記の連携機関への研修実施、パンフレットの配布 ・制度の活用が有効なケースなどを具体的に伝える啓発 ・ニーズについて支援者の参考となるガイドラインの作成	・成年後見制度利用促進協議会 ・介護保険サービス事業所 ・障がい福祉事業所 ・医療機関 ・民生児童委員 ・認知症サポーター ・通いの場担い手 ・おれんじネットフレンズ ・おれんじネットパートナー ・NPO 法人地域支え合いネット ・上伊那成年後見センター ・市社協

2) 庁内の関係部署との連携強化	・ 庁内で窓口対応を行う職員に、気づきを目的とした研修の実施 ・ 早期発見、支援につなげるため、関係部署との連携を目的とした体制整備のための協議を実施 ・ 消費生活センターとの情報共有、連携	・ 全庁
3) 外部の関係機関との連携	・ 市社協と連携した相談窓口、制度の広報啓発についての協議 ・ 金融機関等の企業に向けた懇談会の実施	・ 市社協 ・ 市内金融機関
イ 相談受付・支援の検討		
1) 総合相談	・ 制度利用に関する相談受付 ・ 情報提供等の実施	・ 市社協
2) 権利擁護支援の検討	・ 後見ニーズの見極めについての助言等含む支援 ・ 他の支援策の検討、助言等	
3) 関係機関との連携	・ チーム支援において必要に応じて、専門職（法律・福祉）を派遣する仕組みづくりについての協議 ・ 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携のあり方等についての検討	・ 成年後見制度利用促進協議会 ・ 市社協
ウ 利用促進		
1) 申立てに関わる相談、支援	・ 申立てに関わる相談受付、助言等の支援（書類作成等） ・ 市長申立ての適切な実施	・ 成年後見制度利用促進協議会 ・ 上伊那成年後見センター ・ NPO 法人地域支え合いネット ・ 市社協
2) 受任調整の仕組みづくり	・ 適切な候補者等推薦のための仕組みづくり	
3) 受け皿の拡大	・ 上伊那成年後見センターの実施する市民後見人養成講座の受講申込に向け、ターゲットを絞った広報活動の実施 ・ 法人後見の育成 ・ 第三者後見人等の候補者名簿の作成 ・ 任意後見制度の普及に向け、関係機関との協議の実施 ・ 市民後見人に関する協議の実施	
4) 受任しやすい環境整備	・ 申立て費用や報酬の助成制度等の再検討	

【参考】

【 地域連携ネットワーク 】

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組み。



【 中核機関 】

- ・司令塔機能
 - ① 全体構想の設計と実現に向け、工程を組んで進捗管理を行う。
 - ② 支援の各過程や協議時に関係者のコーディネートを行う。
- ・事務局機能……協議会の適切な運営
- ・進行管理をする「3つの検討」
 - ① 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
 - ② 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
 - ③ モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

基本施策

Ⅰ【4】

再犯の防止に向けた取り組み

【駒ヶ根市再犯防止推進計画】

1 計画の目的

駒ヶ根市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）に基づき、駒ヶ根市の再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

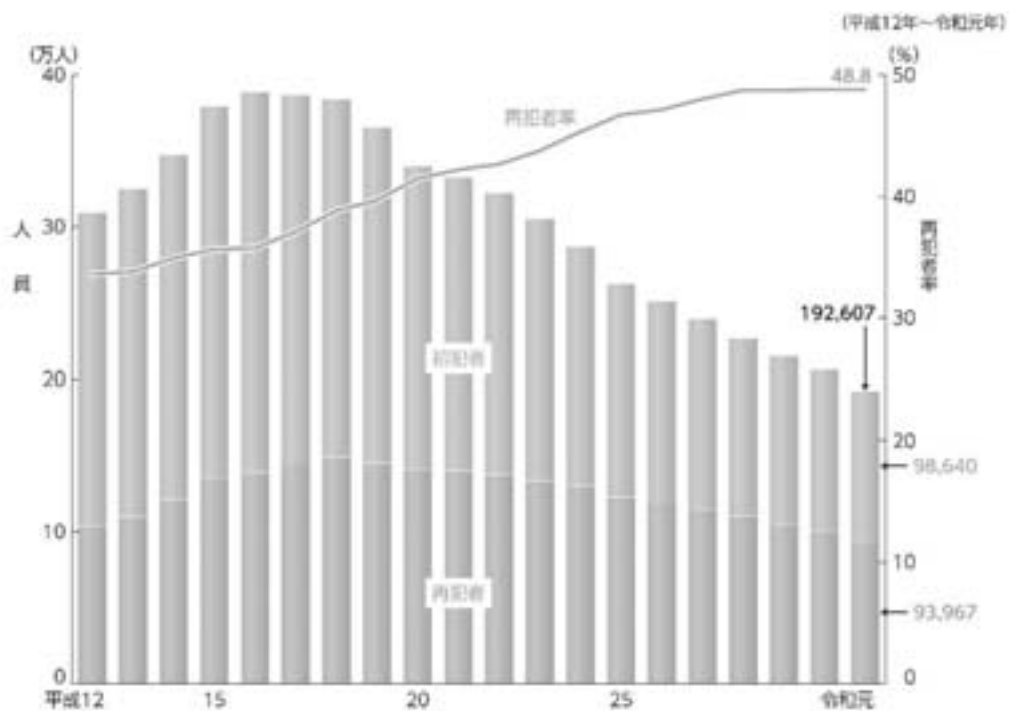
2 計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に定める地方再犯防止推進計画です。罪を犯した人の再犯を防ぎ、地域社会に復帰してもらうことは地域福祉の目的でもあるため、駒ヶ根市再犯防止推進計画は、駒ヶ根市地域福祉計画に包含する形で策定します。

3 現状と課題

犯罪白書によると、近年、刑法犯検挙者数は減少していますが、再犯者の割合は48.8%と高止まりの状態が続いています。

犯罪や非行をした人の中には、地域での安定した生活を妨げる複合的な課題や生きづらさを抱えている例が見受けられます。住居や職業が見つからなかったり、適切な医療や福祉のサービスを受けられなかったりするケースもあります。犯罪をした者が再び犯罪に手を染めることを防ぐため、地域社会で孤立せず、必要な支援を得られる環境を整えることが重要です。



刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

(出典：令和2年版犯罪白書)

4 再犯防止の推進に向けた主な取組の方向性

※データは令和2年版犯罪白書

(1) 就労・住居の確保等のための取り組み

- 刑務所に再び入所した者のうち、男性の69.7%、女性の86.2%が再犯時に無職でした。不安定な就労は再犯の要因の一つと考えられます。犯罪をした者に寄り添った就労支援をします。
- 刑務所に再び入所した者のうち、男性の22.5%、女性の10.0%が再犯時の住居が不定でした。犯罪をした者は、親族と疎遠になっているなどの事情で連帯保証人等の確保が困難な場合があります。住居の確保に向けた支援をします。

■信州あんしん創造ねっと 入居保証・生活支援事業

相談者のなかには、住む場所を必要としているにも関わらず、保証人がいないことから住居確保ができない方がいます。生活を営むためには住居が必要ですが、身寄りや頼る人がいないために明日の住む場所さえ見通せない方の存在があります。

入居保証・生活支援事業は、滞納家賃及び原状回復費用を保証すること、そして入居後の生活を包括的に支援することにより、たとえ保証人がいなくても住居が確保され、いずれこの事業を利用しなくてもその方の地域生活が継続されていくことを目指します。

この事業を利用する方は、入居後の生活においても孤立や孤独のリスクがあります。このため、居住地の市町村社会福祉協議会が入居者の生活を見守り、声掛けなどを通じてその地域の住民として受け入れられていくよう本人や地域にアプローチします。

(「長野県あんしん創造ねっとパンフレット」(長野県あんしん創造ねっと事務局)より)

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取り組み

- 高齢者(65歳以上)が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は20.4%で、30歳未満(9.2%)の2倍以上となっています。背景には犯罪をした高齢者の孤立などが指摘されています。再犯に至らないよう支援体制を整備します。
- 高齢のほか、障がいや生活困窮など、出所後に福祉的な支援が必要な人もいます。福祉サービスを調整する長野県地域生活定着支援センターや自立準備ホーム「順天寮」など関係機関と連携して、必要なサービスが行き届くようにします。

■長野県地域生活定着支援センター

刑務所などの矯正施設には、福祉のサービスが必要な高齢者や障がい者が数多く入所されています。これらの人が犯罪に至った背景には、低学歴、学力不足、家庭崩壊、職業能力不備、コミュニケーション能力の欠如、失業、不安定雇用など、心理的、身体的、経済的、社会的な問題が複合化した自立生活を阻害する諸課題が隠されていると考えます。

こうした諸課題を抱えた人には、これまで、罪を償い矯正施設を退所した後も親族等の受け入れ先がない、自力では必要な福祉サービスにたどり着けない高齢者・障がい者が多く、再犯の可能性が高いという実態がありました。これらの人が矯正施設退所後、すぐに必要な福祉サービスの利用ができれば、生活が安定し、再犯を防ぐことにつながっていきます。

このような矯正施設退所後行くあてのない高齢者・障がい者の方に対して、入所中から本人のニーズを把握し、地域で生活できる支援体制を関係機関と事前に調整し支える機関として、各都道府県単位に「地域生活定着支援センター」が設置されました。

（「長野県地域生活定着支援センターパンフレット」より）

■自立準備ホーム

帰る家のない犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の施設です。駒ヶ根市内では、救護施設「順天寮」が登録しています。入所後は起床時間や門限など、施設の規則に従って生活し、職員の指導や助言を受けながら自立に向けた準備を進めます。

（３）学校等と連携した修学支援の実施等のための取り組み

- 児童生徒の非行、問題行動の背景には、家庭、地域、学校等、子どもが置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているとされています。教育現場と福祉、警察、地域住民等が連携し、若者の健全育成に取り組みます。

（４）犯罪をした者等の特性に応じた支援のための取り組み

- 犯罪をした者の年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済状況など、対象者を多角的にとらえ、再犯防止のための適切な支援につなげます。
- 犯罪をした者の特性に応じた支援するため、関係機関と連携を図ります。

(5) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取り組み

- 地域で更生保護を担う保護司や更生保護女性会等、民間協力者と協力し、再犯防止に向けた広報・啓発活動を行います。また、民間協力者の活動を周知していきます。

■保護司

保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、令和3年現在、駒ヶ根市では12人の保護司が活動中です。保護観察官と協力して、次のような取り組みをしています。

① 保護観察

更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

② 生活環境調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、職の確保などを行い必要な受入態勢を整えるものです。

③ 犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、罪や非行を未然に防ぐために、年7月の「社会を明るくする運動」強調月間などの機会を通じて、講演会、住民集会、学校との連携事業などの犯罪予防活動を促進しています。

■更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。令和3年10月現在、駒ヶ根市内には44人の会員がいます。

■上伊那地区更生保護協力事業主会

平成14年6月26日、県下5番目の更生保護協力事業主会として発足し、上伊那地区で117社、駒ヶ根市内では23社が登録しています。保護観察対象者に職業を提供し、かつ保護観察官または保護司等と連携して対象者の更生に協力しています。

■社会を明るくする運動

犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護についての正しい理解を深め、これらの活動に協力するよう呼びかける、法務省主唱の啓発活動です。駒ヶ根市では伊南地域の町村とともに、毎年、強調月間に大会を開催するなどしています。

5 役割分担

実施主体	取組内容
住民	➤ 犯罪をした者の理解に努めます。 ➤ 再犯の防止に向けた活動に関心を持ち、参加します。
市	➤ 犯罪をした者の現状に応じた精神保健や福祉のサービスを提供します。 ➤ 関係機関と連携し、犯罪をした者の支援をします。 ➤ 再犯防止の取り組みをしている団体の支援をします。 ➤ 犯罪をした者の理解や再犯防止に関する啓発活動をします。
市社協	➤ 犯罪をした者が地域で生活する上で必要な支援をします。

駒ヶ根市重層的支援体制整備事業実施計画

基本方針Ⅱ 包括的支援体制の整備 ～必要なつながり先のある地域～

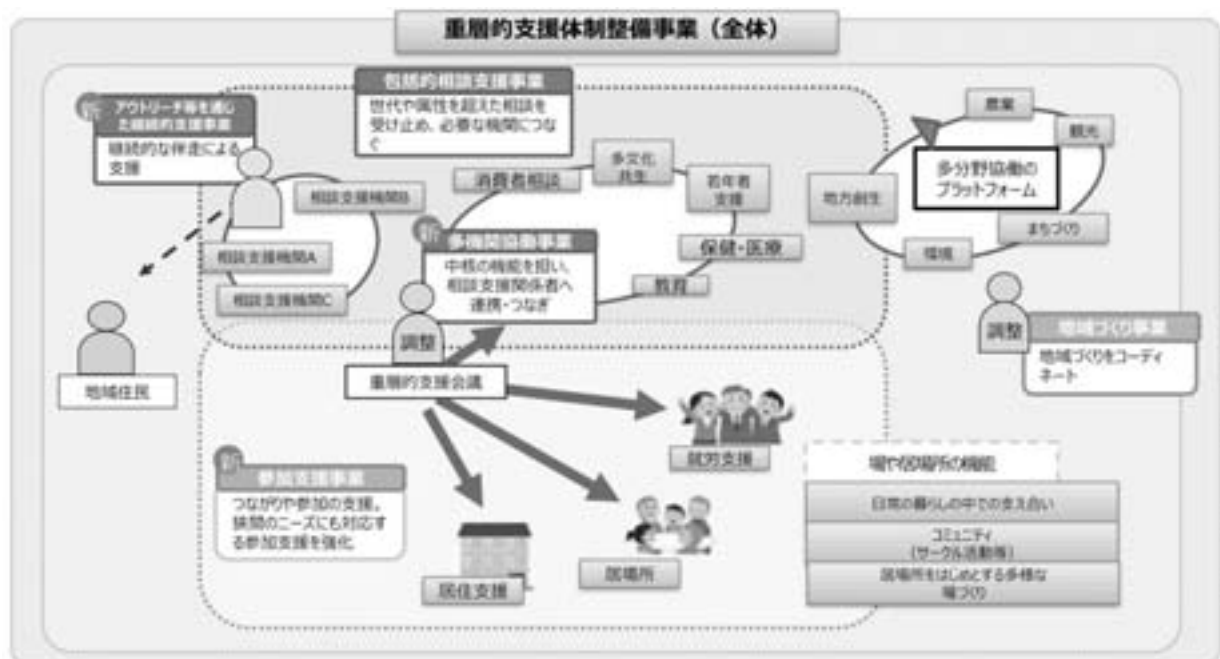
1 計画の目的

駒ヶ根市重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき、駒ヶ根市の重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために策定するものです。

2 計画策定の背景

令和 2 年 6 月の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が創設され、令和 3 年 4 月に施行されました。この事業は地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を、一体的に実施するものです。

本事業の実施主体は市町村です。分野の壁を超え、時代の変化に即応できる福祉サービス提供体制の整備を目指す観点から、当市は事業実施に向けた計画を策定します。



3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 106 条第 5 項に定める重層的支援体制整備事業実施計画です。重層的支援体制整備事業実施計画は、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるもので、駒ヶ根市地域福祉計画に包含する形で策定します。また、関連計画である「駒ヶ根市介護保険事業計画」「駒ヶ根市障がい者基本計画」「駒ヶ根市子ども・子育て支援事業計画」と連動して取り組みます。



【参考】重層的支援体制整備事業の中に位置づけられた新事業

① 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートします。事業の中核を担う役割を果たします。

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（アウトリーチ）

支援が届いていない人に支援を届けたり、地域住民等とのつながりの中から潜在的な相談者を見つけたりするなどの役割を果たします。対象者との信頼関係構築に向けた支援に力点を置きます。

③ 参加支援事業

利用者のニーズを把握し、地域の社会資源との間をコーディネートするなど、社会とのつながりづくりに向けた支援をします。場合によっては、本人の定着支援や受け入れ先の支援をします。

基本施策
Ⅱ-【1】

複雑化・多様化した悩みも受け止める

相談体制の整備

【駒ヶ根市重層的支援体制整備事業実施計画】

1 現状と課題

- 暮らしの中の困りごとが複雑化・多様化しています。福祉に関するどんな困りごとでも気軽に相談できる身近な窓口が求められています。
- 地域や制度の狭間で孤立して、必要なサービスにつながっていない人がいます。中には、相談に行きたくても動けない人や、困りごとを自覚していない人もいます。
- 平成 27 年の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に陥る前の相談支援体制の充実が求められています。

2 取組の方向性

- 当市では高齢、障がい、児童、精神保健、生活困窮それぞれの窓口で福祉の相談に応じています。また、市社協は「ふれあいよろず相談」でどのような相談にも対応しています。このような中で、分野を超えた複雑化した課題については、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業につなぎ対応する体制を整備します。
- 民生児童委員や地域の通いの場などが住民の身近な相談窓口として機能しています。地域の中で支援が必要な人を早期に発見し、適切につなげる取り組みを強化します。
- 相談窓口に来ることのできない人については、重層的支援体制整備事業のアウトリーチ事業等を通じ、場所を選ばない相談対応を実施します。
- 生活困窮者の早期把握や自立に向けた取り組みを進めます。
- さまざまな相談窓口の周知を図ります。

3 事例

■ まいさぽ駒ヶ根

生活困窮者自立支援法に基づく生活就労支援センター「まいさぽ」は、仕事探しがうまくいかなかったり、体や心の不調があったりなど、生活の悩みや経済的な困りごとを抱えている方の相談窓口です。当市では「まいさぽ駒ヶ根」として、福祉課に窓口を設置しています（＝写真）。

最初に、相談支援員が相談者の悩みに寄り添いながらお話をお聞きし、困っていることや課題となっていることを整理します。そして解決に向け、相談者の状況に応じた「マイサポートプラン」を一緒に作り、継続的に支援を行っていきます。



■ ふれあいよろず相談

市社協が開設している悩みや困りごとを何でも相談できる窓口です。相談内容は人権や財産、家族やご近所の困りごと、結婚や離婚、生計に関する事など、様々です。相談は市社協の専門相談員（社会福祉士）がお聞きし、解決に努めるほか、内容によっては専門機関（専門家）につなぎます。なお、無料法律相談として司法書士や弁護士の相談窓口もあります。



基本施策
Ⅱ 【2】

複雑化した課題を多様な機関が連携して
支援する体制づくり

【駒ヶ根市重層的支援体制整備事業実施計画】

1 現状と課題

- 複雑な課題ほど分野を超えた対応が必要になります。一方で、縦割りの制度や支援の仕組みに、支援者側が「支援のしづらさ」を感じるケースも増えてきています。
- 制度の狭間にある人に対し、支援の旗振り役がいらないがために、支援がうまく進まないことがあります。
- 複雑な課題を抱える人の中には、現在の社会保障制度や地域社会の中につなぎ先を見つけることが困難なケースがあります。

2 取組の方向性

- 重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を実施し、複雑なケースで多機関が連携する際の体制を整えます。
- つなぎ先が見つからない人に対し、継続的に寄り添う伴走型の支援を実施します。
- 一人ひとりの課題を踏まえた上で、本人と制度や地域での居場所のマッチングを図る参加支援事業に取り組みます。
- 困難ケースや複雑化が進む福祉課題への対応を検討する重層的支援会議を開催します。
- 重層的支援体制整備事業の周知を図ります。

3 事例

■就労準備支援事業

長期ひきこもり等、就労が難しい方に対し、必要な知識の習得や就労に向けた生活習慣の見直しなど、社会適応能力やスキル向上のために必要な支援を行います。

広小路にある「夢倶楽部しらかば信州カウンセリングセンター」は、市の委託でこの事業を実施しています。農作業や高齢者宅でのお手伝い（＝写真）などの体験型プログラムと心理支援を組み合わせ、社会性や生きる力という根本へアプローチすることで、ゆるやかに就労へとつなげていきます。

支援は、1対1のカウンセリングから始まり、徐々に人との関係性を作っていきます。「自分を学ぶ・人との関係を学ぶ・社会を学ぶ」を合言葉に、体験や気持ちを共有。そこで培った信頼や安心、温かな雰囲気は、新たに参加する仲間にも受け継がれ、社会へ歩み出す力となります。



■認定就労訓練事業

救護施設「順天寮」は生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業を実施しています。

この事業は直ちに一般就労が困難な人に、支援付きの就労の場を提供するもので、中間就労とも呼ばれています。想定される制度の対象者は長期間ひきこもりの状態にあった人、長期間失業状態が続いている人、未就職の高校中退者などで、本人との面談を重ね、勤務時間や仕事内容などを柔軟に決めていきます。

順天寮では清掃や調理補助、農作業（＝写真）などの就労メニューを用意しており、利用者はここで訓練を積み、一般就労に向けた準備をしています。



基本施策
Ⅱ 【3】

地域生活課題を地域で解決するための
取り組みの推進

【駒ヶ根市重層的支援体制整備事業実施計画】

1 現状と課題

- ひきこもり、ごみ屋敷問題等の原因となるセルフネグレクト、ヤングケアラー、身寄りのない方への対応など、次々に登場する新しい福祉の課題に対し、地域でどのように向き合いか考えていく必要があります。
- 困難な課題を抱えた人の中には、職場や地域に少しの配慮があると救われるケースがあります。
- 地域のすべての人が毎日の暮らしの中で地域生活課題の解決に向けた意識を持つことが、地域共生社会の実現につながっていきます。

2 取組の方向性

- 地域福祉は、地域において、お互いにできるところから助け合う互助の取組が原点です。この意識の醸成に努めます。
- 高齢分野が主体となって実施している支え合い推進会議の機能を強化し、分野を超えた地域生活課題の解決策を住民が主体となって検討する場としていきます。
- 地域生活課題の解決に向けた取組への参加意識を高める工夫をしていきます。

3 事例

■生活支援コーディネーター

地域での支え合いや助け合いを広めるために、市は平成 29 年度、「生活支援コーディネーター」を設置しました。当市のコーディネーターの特徴は、地区の組織や住民とネットワークを持ち、地域を熟知した方々（＝写真）が就任していることで、地域の支え合いの仕組みなどを話し合う「支え合い推進会議」等を通じ地域福祉の増進に向けた活動を展開しています。

生活支援コーディネーターと支え合い推進会議は、地域住民に様々な働きかけを行う実践部隊です。通いの場の充実や担い手の発掘、個別の課題解決など、地区ごとに特色ある活動を実施しています。



■北割 1 区「ひなたぼっこ」

令和 3 年 7 月、北割 1 区「ひなたぼっこ」の初回が開催されました。世代や分野を超えた困り事や相談事を、地域で受け止める取り組みです。会場には、誰でも気軽に参加できる場を PR するため「子育て・介護・生活など なんでも相談所」と書かれたのぼり旗が立てられました。

きっかけは、チームオレンジ（認知症の方やその家族のニーズと、支援者をつなぐ仕組み）立ち上げに向けた検討でした。通いの場の運営者等が、「地域の困り事は認知症等の高齢者だけでなく、子育て、暮らしなど多岐にわたる。それをまず地域で受け止めたい」との思いから、1 年以上をかけて検討し、実現しました。

「ひなたぼっこ」は月 1 回、長寿荘で開催されます。また、地域で解決困難な困り事に関しては「なんでも相談連絡票」を作成し市役所の各相談窓口に引き継いでいます。



基本方針Ⅱ「包括的支援体制の整備」の役割分担

実施主体	取組内容
住民	➤ 地域において福祉の支援が必要な人の把握に努めます。 ➤ 支援が必要な人を市や市社協などの相談窓口につなげます。 ➤ 地域生活課題やその解決方法の検討に関心を持ちます。 ➤ 地域生活課題解決に向けた取り組みに参加するよう努めます。
市	➤ それぞれの窓口で相談支援をし、必要に応じて連携します。 ➤ まいさぼ駒ヶ根で生活困窮者の支援をします。 ➤ 地域に出向いて相談業務等を行うアウトリーチ事業の実施体制を整備します。 ➤ 複雑化したケースに対応する多機関協働事業の実施体制を整備します。 ➤ 本人と地域の社会資源との間をコーディネートする参加支援事業に取り組みます。 ➤ 重層的支援会議を開催します。 ➤ 重層的支援体制整備事業の周知を図ります。 ➤ 地域生活課題の解決を住民主体で検討する場づくりを進めます。 ➤ 広報や研修などを通じ、さまざまな地域生活課題の正しい周知に努めます。
市社協	➤ 窓口や「ふれあいよろず相談」など、専門性を活かした相談支援をします。 ➤ 専門性を活かし、複雑なケースへの対応や伴走型支援を実施します。 ➤ 関係機関と連携して地域生活課題に対応していきます。

基本施策
Ⅲ 【1】

あらゆる世代に向けた地域福祉に対する 意識の醸成と活躍できる場づくり

1 現状と課題

- 地域福祉は高齢福祉分野を中心に活発な活動が行われています。一方で、次代を担う住民の参加促進が課題です。
- 市民アンケートによると、地域福祉の活動に11%の人が「すでに参加している」、35%が「参加したい」と回答しています。一方で、参加意識が具体的な活動に結びついていない可能性があります。
- 地域福祉の活動に関心のない人がいます。
- プライバシーや個人情報保護の意識が浸透したこともあり、個人の善意で支援に入ることが難しくなっています。

2 取組の方向性

- 地域福祉の課題を「我がこと」としてとらえられるような情報発信を図るとともに、効果的な情報発信の方法を検討します。
- 福祉教育の充実を図ります。
- 地域福祉を推進する活動への参加希望者が、活動にアクセスしやすい環境を整備します。
- 地域生活課題の解決に向け、地区社協等、既存の住民組織へ働きかけをします。

3 事例

■ ボランティアスクール

市社協が実施する福祉教育は、様々な体験学習を通して、思いやりや個性を尊重する気持ちの醸成を目指しています。現在、市内の小学校 5 校、中学校 2 校、高校 2 校の全 9 校で取り組んでいます。

中沢小 5 年生は、車いすバスケットを体験しました（=写真）。

県障がい者スポーツ協会から講師を迎え、競技だけでなく、障がい者の暮らしや地域共生について学びました。他校ではボッチャ、点字、高齢者疑似体験、認知症理解など、学校目標に添って学んでいます。障がい者と接することや競技を通して楽しい経験を積むことで、福祉に触れるきっかけになってほしいと願っています。



■ 赤穂高校ボランティア部

赤穂高校ボランティア部は、高齢者施設を訪問してトランプや百人一首などのレクリエーション活動をしたり、赤穂公民館が主催する夏休みの小学生向け講座の企画・運営をしたりするなど、地域に根付いた活動に力を入れています。

千曲川の堤防が決壊し、長野市などで大きな被害が出た令和元年の台風 19 号災害では、ボランティア部の部員が全校生徒に声をかけ、100 人以上の高校生が災害復興のボランティアとして活動するきっかけをつくりました（=写真）。

このように、部員がボランティアとして活動するだけでなく、ボランティアのすそ野を広げる活動にも力を入れています。



■ 福祉を考える企業の会

平成6年に設立された同会は、「豊かな地域社会の発展は企業にとっても成長の基盤となる」ことを掲げて活動しています。企業の事業の枠を超え、地域社会の一員として、持てる資源を十分活用することにより地域貢献をすることが目的で、令和3年の加入企業は117社です。

主な活動は、市内ボランティア団体への活動助成金の贈呈、地域づくりへの協力、企業経営者や著名人を招いての講演会などです。企業、ボランティア、住民に向けて、地域づくりの意識向上の重要性を発信しています。



基本施策
Ⅲ 【2】

地域福祉の推進に向けたネットワークの強化

1 現状と課題

- 地域福祉を推進する住民や企業のつながりが芽生えつつあります。この動きを支援するとともに、周知していく必要があります。
- 社会の変化に応じて生じる地域福祉の課題に柔軟に対応するネットワークが必要です。

2 取組の方向性

- 地域福祉の推進を目指す主体のネットワーク化を図ります。
- 地区社協の活動の活性化を図ります。
- ネットワークの取組の周知を図ります。

3 事例

■地域見守りネットワーク

高齢者、障がい者、子どもへの虐待、特殊詐欺被害、認知症の方の緊急事態などの早期発見には、地域ぐるみの見守り活動が重要です。そこで、住民と接触機会の多い事業者と連携し、見守り活動を推進しようと「駒ヶ根市地域見守りネットワーク」が平成 28 年発足しました。

事業者が普段の業務で何らかの異変等を察知した際、市の担当、場合によっては警察や消防へ通報します。令和 3 年現在、電気、ガス、水道、新聞販売、食品配達、コンビニ、金融機関、郵便局等、約 70 事業者が参加しています。



■駒ヶ根市ボランティア連絡協議会

市内のさまざまなボランティア団体で結成され、現在 23 団体が加盟しています。年 8 回話し合いの場をもち、事業の拡大や充実、担い手育成などを目指しています。上伊那郡ボランティア交流研究集会へ参加し、他地域のボランティアの皆さんとのネットワークづくりにも力を入れています。また、ボランティア交流会（餅つき）や、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練への参加、福祉を考える企業の会との交流など、市社協や市内企業と関りをもちながら発展的な活動をしています。

■地区社会福祉協議会

平成 8 年に市内 16 区に設立しました。「住民主体で福祉のまちづくりを推進する」ことが目的で、ふれあい花壇づくり、ふれあいいきいきサロンの運営など、地域の見守りや支え合いのネットワークづくりに取り組んでいます。組織は地域に根づいており、地域福祉推進の要の一つとなっています。

事務局の市社協は年 4 回、地区社協の連絡会を開いています。ここでは、他地区の地区社協との情報交換や連携づくり、地域福祉推進の研修会などを実施するほか、住民相互や多機関との連携など、ネットワーク構築について学ぶ機会（＝写真）となっています。



基本方針Ⅲ 「参加・協働の促進」の役割分担

実施主体	取組内容
住民	➤ 地域生活課題を「我がこと」として意識するよう努めます ➤ 地域生活課題やその解決に向けた取り組みに関心を持ちます。 ➤ 地域福祉の推進に向けた活動に積極的に参加します。
市	➤ 地域福祉に関する課題の情報発信を図ります。 ➤ 地域福祉に関する既存のネットワークの洗い出しをします。 ➤ 地域福祉推進に向けたネットワーク化の動きを支援します。
市社協	➤ 福祉教育の充実を図ります。 ➤ 地域福祉を担う人材育成に取り組みます。 ➤ ボランティア活動の推進に取り組みます。 ➤ 地区社会福祉協議会の活動を支援します。 ➤ 地域において見守り、支え合い機能を持ったネットワークづくりを進めます。

第 2 章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

- 本計画は、行政だけでなく、様々な関係機関によって推進します。市社協をはじめ地域、福祉関係機関、その他各種団体、地域住民等との連携・協働によって取り組んでいきます。
- この計画に含まれる分野は、福祉、保健、就労など多岐にわたるため、庁内関係部局間の緊密な連携に努めることで、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

2 計画の進捗管理

（1）計画の評価・検証

- 事務局において計画の進捗状況を毎年、評価・検証します。
- 計画の進捗状況を踏まえ、さらに計画が推進されるよう【（計画）→（実施・実行）→（評価・検証）→（改善）】のサイクルの構築に努めます。

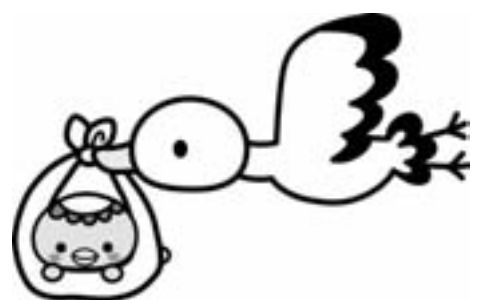
（2）計画の見直し・変更

- 計画期間中に大幅な見直し・変更が必要な場合は、市民策定委員会を組織し、委員の意見を聴きながら行います。

（3）情報提供・周知

- 広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容を公開し、広く市民に周知していきます。

資料



駒ヶ根市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査

～アンケート調査ご協力をお願い～

市民の皆様には、日頃から、市政運営にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

駒ヶ根市では令和3年度、「地域福祉計画」を策定しています。この計画は、市の行政サービスはもとより、市民の皆様と市、関係機関・団体等が手を携え、誰もが心豊かに安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指すための指針となるものです。

このアンケート調査は、計画策定に先立ち、市民の皆様へ地域福祉に関する意見などをお聞きし、計画策定の基礎資料として使わせていただくために実施します。

この調査の対象は、駒ヶ根市在住の18歳以上の方の中から無作為に2,000人を選ばせていただきました。調査でご記入いただいた内容は、調査目的以外に使用することはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の主旨をご理解いただくとともに、市民一人ひとりが主役となるこの計画づくりに、ぜひとも皆様のご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

令和3年5月

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

◇ ご記入にあたってのお願い ◇

- ご回答は、**宛名のご本人**（アンケート中では「あなた」）がお答えください。
- ご本人が記入できない場合は、ご家族の方が、ご本人の意思を確認しながら記入してください。
- 質問は該当する番号を○で囲む方式です。「その他」を選ばれた方は、お手数ですが（ ）内に、なるべく具体的にご記入ください。
- あなたのご住所やお名前を記入する必要はありません。お答えいただいた内容は、すべて統計的数値として処理いたします。
- 質問により、次の質問にも関係する場合がありますので、ご注意ください。
- ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、**6月20日（日）**までにご投函ください。
- このアンケートについて、内容や記入方法等で不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

駒ヶ根市 民生部 福祉課 社会福祉係
〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20番1号
電話：(0265) 83-2111 内線311
FAX：(0265) 83-8590
E-mail：fukusi@city.komagane.nagano.jp

※アンケートは裏面からはじまります。

駒ヶ根市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査

地域福祉とは？

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人々が、自分らしい生活をおくることができるよう、行政、民間の福祉サービス事業者を含め、同じ地域に暮らす皆さんが支え合い、力を合わせて自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくする取り組み、それが『地域福祉』です。



■はじめに、あなた自身についてお聞きします。

問1 あなたの性別を教えてください。（1つの番号に○）

1. 男 2. 女 3. その他

問2 あなたの年齢を教えてください。（令和3年5月1日現在の満年齢）（1つの番号に○）

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代
7. 70代 8. 80代以上

問3 あなたのお住まいの行政区はどちらですか。（1つの番号に○）
行政区がわからない方は、お住まいの町名等をお書きください。

1. 南割区 2. 中割区 3. 北割2区 4. 北割1区 5. 小町屋区
6. 福岡区 7. 市場割区 8. 上赤須区 9. 下平区 10. 町1区
11. 町2区 12. 町3区 13. 町4区 14. 上穂町区 15. 中沢区
16. 東伊那区 17. わからない（町名をお書きください：_____）

問4 あなたの世帯の家族構成を教えてください。（1つの番号に○）

1. 一人暮らしの世帯 2. 夫婦のみの世帯 3. 親・子の世帯（2世代）
4. 親・子・孫の世帯（3世代） 5. 祖父母・孫世帯 6. その他（_____）

※アンケートは全3ページあります。次につづく。

■地域のつながりについてお聞きます。

問5 あなたがつながりを感じる「地域」はどの範囲ですか。（1つの番号に○）

1. 駒ヶ根市全体 2. お住いの中学校区 3. お住いの小学校区
4. お住いの行政区 5. お住いの自治組合 6. お住いの隣組（隣近所）
7. その他（具体的に： _____ ）

問 6	あなたは、ご近所（自治組合程度）の方と、どのようなつきあいをしていますか。 （1つの番号に○）
-----	--

1. 親しく話ができ、困ったときに助け合うこともある
2. たまに立ち話や世間話をしている
3. 顔が合えば挨拶をしている
4. ほとんどつきあいはない

問 7	あなたは、ご近所（自治組合程度）のつながりについて、どのような関係が理想だと思いますか。（1つの番号に○）
-----	---

1. 親しく話ができ、困ったときには助け合う
2. たまに立ち話や世間話をする
3. 顔が合えば挨拶をする
4. 特につながりを持つ必要はない

問 8	あなたは、ご近所（自治組合程度）のつながりは、どのようになっていると思いますか。 （1つの番号に○）
-----	---

1. 以前からつながりが多いと思う 2. つながりが多くなってきていると思う
3. つながりが少なくなってきていると思う 4. 以前からつながりは少ないと思う

■地域の課題についてお聞きします。

問9	現在、あなたのご近所（自治組合程度）で、問題になっていることがあると思いますか。 （1つの番号に○）
----	---

1. ある 2. ない

問10 問9で「ある」と回答された方は、具体的な問題を記入してください。

(_____)

問11	あなたは、ご近所の課題解決や福祉推進をする活動への参加について、どのように思いますか。（1つの番号に○）
-----	--

1. すでに参加している 2. 参加したい 3. どちらかと言えば参加したい
4. どちらかと言えば参加したくない 5. 参加したくない 6. わからない

※アンケートはあと1ページです。裏面につづく。

■社会的孤立の問題についてお聞きします。

問12 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域とのつながりが薄れ、孤立する世帯や個人が増えていると言われています（いわゆる「社会的孤立」）。この「社会的孤立」の増加について、あなたはどのように思いますか。（1つの番号に○）

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 非常に危機感を感じる | 2. どちらかという危機感を感じる |
| 3. あまり危機感を感じない | 4. まったく危機感を感じない |

問13 10年後、地域で孤立する方が増えると思いますか。（1つの番号に○）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. とても増えると思う | 2. 少しは増えると思う |
| 3. あまり増えないと思う | 4. ほとんど増えないと思う |

問14 あなたは、「社会的孤立」を防ぐために、住民同士で話し合う場や集いの場を充実するなど、地域での取り組みが必要だと思いますか。（1つの番号に○）

- | | | | |
|----------|----------|------------|-------------|
| 1. とても必要 | 2. 少しは必要 | 3. あまり必要ない | 4. まったく必要ない |
|----------|----------|------------|-------------|

問15 あなたは、「社会的孤立」を防ぐための取り組みが地域であれば、参加したいと思いますか。（1つの番号に○）

- | | | |
|--------------------|------------|------------------|
| 1. すでに参加している | 2. 参加したい | 3. どちらかと言えば参加したい |
| 4. どちらかと言えば参加したくない | 5. 参加したくない | 6. わからない |

■困りごとの相談についてお聞きします。

問16 あなたは現在、または将来について困っていることや不安に感じることがありますか。（1つの番号に○）

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
|-------|-------|----------|

問17 あなたは、生活上で困ったことがあったとき、家族や親せき以外にだれ（どこ）に相談しますか。（1つの番号に○）

- | | | | |
|---------------------|----------|--------------|-------------|
| 1. 友人や知人 | 2. 近所の人 | 3. 民生委員・児童委員 | 4. 市の相談窓口 |
| 5. 社会福祉協議会 | 6. 病院の窓口 | 7. 福祉施設の窓口 | 8. 誰にも相談しない |
| 9. その他（具体的に： _____） | | | |

お忙しいところ調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。
心からお礼申し上げます。

○駒ヶ根市地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和3年5月 日告示第 号

(設置)

第1条 駒ヶ根市地域福祉計画の策定にあたり、市民や関係団体の意見を聴き、市民の創意工夫によって実効ある地域福祉計画を策定するため、駒ヶ根市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- 1 駒ヶ根市地域福祉計画の策定に関すること。
- 2 その他駒ヶ根市地域福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、公益を代表する者、識見を有する者、地域福祉に関係する団体及び地域福祉を推進する市民団体等のうちから市長が委嘱する委員 人以内で構成する。

- 2 市長は、必要に応じ、委員を一般公募することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定完了の日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

駒ヶ根市地域福祉計画 策定委員名簿

	所 属	役 職	氏 名
1	駒ヶ根市民生児童委員協議会	会長	山浦 泰子
2	駒ヶ根市社会福祉協議会	事務局長	松井 浩二
3	駒ヶ根市ボランティア連絡協議会	会長	下嶋 一義
4	福祉を考える企業の会	副会長	北澤 靖弘
5	駒ヶ根市保健補導員連合会	副会長	渡部 文子
6	駒ヶ根市手をつなぐ育成会	会長	山岸 秋男
7	駒ヶ根市民生児童委員協議会	主任児童委員	佐野 榮
8	駒ヶ根市成年後見制度利用促進協議会	座長	衛藤 史朗
9	NPO法人地域支え合いネット	理事	松原 智文
10	おれんじネットフレンズ	前代表	梶田 ひと美
11	地球人ネットワークinこまがね	交流部長	安部 晋弘
12	小町屋下市場いきいき元気教室	代表	林 恵美子
13	公募		押田 慶一
14	公募		倉田 憲義
15	公募		平沢 健太郎

事務局

所 属	担 当	氏 名
民生部	部長	中村 竜一
子ども課	子育て家庭教育係長	山田 賢二
地域保健課	健康長寿係長	松井 みすゞ
地域保健課	地域ケア係長	松澤 澄恵
駒ヶ根市社会福祉協議会	次長	宮崎 洋一郎
福祉課	課長	田村 巴
福祉課	高齢福祉係長	井上 直
福祉課	障がい福祉係長	松原 博人
福祉課	社会福祉係長	塩澤 真洋
福祉課	社会福祉係	根村 なつみ

駒ヶ根市福祉相談窓口 一覧

相談名	問い合わせ先	受付日時	電話
子育て相談	子ども課	平日8:30~17:15	0265-83-2111
健康相談	地域保健課 健康長寿係	平日8:30~17:15	0265-83-2111
高齢者総合相談	地域包括支援センター (地域保健課地域ケア係)	平日8:30~17:15	0265-81-6695
生活相談 (生活困窮など)	まいさば駒ヶ根 (福祉課社会福祉係内)	平日9:00~17:00	0265-83-2111
女性相談	福祉課 社会福祉係	平日9:00~17:00	0265-83-4770
消費生活相談	消費生活センター (生活環境課内)	平日8:30~17:15	0265-83-2111
交通事故・暴力相談	危機管理課 消防交通安全係	平日8:30~17:15	0265-83-2111
ふれあいよろず相談	市社協	平日9:00~17:00	0265-81-5900
心配ごと相談 (民生委員)	市社協	毎月第1木曜日 14:00~18:00	0265-81-5900
弁護士相談	市社協 (要予約)	6月、9月、12月、3月 第1木曜日 14:00~16:00	0265-81-5900
司法書士相談	市社協 (要予約)	毎月第4木曜日 13:00~16:00	0265-81-5900

紹介事例の一覧と掲載ページ

基本方針Ⅰ 予防的福祉の推進 ～誰もが誰かにつながっている地域～

基本施策Ⅰ-【１】事例・・・２８

- 通いの場
- 赤穂公民館 おやこ学級
- 日本語教室

基本施策Ⅰ-【２】事例・・・３０

- 民生児童委員
- ふれあいいきいきサロン
- 地域福祉を支える会（小町屋区）

基本方針Ⅱ 包括的支援体制の整備 ～必要なつながり先のある地域～

基本施策Ⅱ-【１】事例・・・４９

- まいさぼ駒ヶ根
- ふれあいよろず相談

基本施策Ⅱ-【２】事例・・・５１

- 就労準備支援事業
- 認定就労訓練事業

基本施策Ⅱ-【３】事例・・・５３

- 生活支援コーディネーター
- 北割１区「ひなたぼっこ」

基本方針Ⅲ 参加・協働の促進 ～多様なつながりが芽生える地域～

基本施策Ⅲ-【１】事例・・・５６

- ボランティアスクール
- 赤穂高校ボランティア部
- 福祉を考える企業の会

基本施策Ⅲ-【２】事例・・・５９

- 地域見守りネットワーク
- 駒ヶ根市ボランティア連絡協議会
- 地区社会福祉協議会

駒ヶ根市地域福祉計画

令和4年3月発行

発行 駒ヶ根市

駒ヶ根市赤須町 20-1

TEL0265-83-2111

編集 駒ヶ根市民生部福祉課